代理人目録

東京都港区田村町四ノ二二

同都千代田区麹町一ノ四　竹工堂ビル

弁護士　佐伯静治

右同　彦坂敏尚

右同　藤本正

同都千代田区神田一ッ橋二ノ九　教育会館

弁護士　森川金寿

右同　柳沼八郎

同都中央区銀座東四ノ三　鳥羽ビルヂング

弁護士　芦田浩志

右同　岩村滝夫

右同　重松蕃

同都新宿区四谷一ノ二

弁護士　尾山宏

弁護士　戸田謙

東京都文京区向ヶ岡彌生町三ト の二八

弁護士　鹿野琢見

同都港区芝公園八号地　総評内

目録

弁護士内藤功

同 第294 295号	同 第292 293号	同 第290 291号	同 第288 289号	同 第250 251号	同 第248 249号	同 第246 247号	同 第244 245号	（むのイ） 第242 243号
同 第334 335号	同 第332 333号	同 第330 331号	同 第328 329号	同 第322 323号	同 第320 321号	同 第304 305号	同 第302 303号	（むのイ） 第300 301号
同 第360 361号	同 第358 359号	同 第356 357号	同 第354 355号	同 第352 353号	同 第350 351号	同 第348 349号	同 第346 347号	（むのイ） 第342 343号
同 第384 385号	同 第382 383号	同 第380 381号	同 第378 379号	同 第376 377号	同 第374 375号	同 第372 373号	同 第368 369号	（むのイ） 第366 367号

同	第296 297号
同	第298 299号
同	第336 337号
同	第340 341号
同	第362 363号
同	第364 365号

六

昭和三一年(あ)第三三八号

決　定

国　籍　朝鮮（済洲道北郡済洲邑龍潭里）
住　居　東京都荒川区日暮里八丁目五五五番地
洋菓子商
国本こと
李　昌　沢
大正五年一二月一五日生

国　籍　朝鮮（済洲道北郡済洲邑三徒里）
住　居　東京都台東区御徒町三丁目三二番地　朱玉伊方
洋菓子商
立花こと
韓　正　雄
昭和五年一一月二〇日生

右外国為替及び外国貿易管理法違反被告事件について昭和三〇年一二月一九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人らから上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

昭和三三年七月三一日決定　　昭和三一年(あ)第三三八号

理　由

被告人国本こと李昌沢の弁護人一松弘の上告趣意について。

所論は量刑不当の主張をいでず、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告人立花こと韓正雄の弁護人青柳盛雄の上告趣意第一点について。

所論昭和二七年政令一二七号日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う外国為替管理令等の臨時特例に関する政令（以下「政令一二七号」と略称する）は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約三条に基く行政協定（以下「行政協定」と略称する）を実施するため、外国為替管理令（昭和二五年政令二〇三号）その他の外国為替及び外国貿易管理法（以下「外為法」と略称する）に基く命令の特例を設けることを目的とすること（政令一二七号一条）、政令一二七号は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下「安保条約」と略称する）三条に基く行政協定二〇条1(a)項にいう「日本国政府は、認められない者に対し軍票を使用する取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし」の規定による必要な措置として制定されたこと及び行政協定は安保条約三条に基き、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が締結したものであること（行政協定前文）は、いずれもこれを首肯することができる。

そしてまた、政令一二七号四条一項は、合衆国軍隊等以外の者の軍票による支払等については、外国為替管理令中の義務を課する規定並びに行為及び取引に関する制限及び禁止を免除する規定を適用しないと規定し、同二項は、前項の者は、その収受した又は所持する軍票を、大蔵省令で定める手続により、遅滞なく、日本銀行に寄託しなければならないと規定しており、右の如く合衆国軍隊等以外の者に対し軍票寄託の義務を課することは前掲行政協定二〇条1(a)項にいう必要な措置にあたることは、政令一二七号一条に照らし明らかである。

ところで、外為法は、外国貿易の正常な発展を図り、国際収支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保

するために必要な外国為替、外国貿易及びその他の対外取引の管理を行い、もつて国民経済の復興と発展とに寄与することを目的とするものであつて（一条）、同法二一条は、本邦にある者は、政令で定めるところにより、本邦内にある対外支払手段等の財産を特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し又は売却する義務を課せられることがあると規定しており、右の如く本邦にある者に対し、本邦内にある対外支払手段について、保管若しくは登録又は売却の義務を政令によつて課することは、本来わが国が自由に、すなわち外国との如何なる条約若しくは協定にもかかわりなく全く独自の立場から規制することのできる事項であることは多言を用いずして明らかである。そして外為法二一条にいう「対外支払手段」とは、外国通貨その他通貨の単位の如何を問わず、外国通貨をもつて表示され、又は外国において支払手段として使用することのできる支払手段をいい（六条一項八号）、軍票は、政令一二七号二条一〇号によれば、合衆国政府が発行し、且つ、合衆国通貨をもつて表示される対外支払手段たる軍票をいうと規定されているのであるから、それが上掲外為法六条一項八号にいう「対外支払手段」に該当することはいうまでもなく、また本邦内にあるかかる対外支払手段たる軍票を政令一二七号四条二項所定の如く、所定の手続に従い日本銀行に寄託することが、前掲外為法二一条所定の、特定の場所に若しくは特定の方式による保管の一つの態様であることはこれまた明らかである。

とすれば、政令一二七号四条は、さきにも述べた如く、本来わが国が独自の立場から規制することのできる事項につき、外為法二一条の規定を実施するために制定されたものであつて、その性格は、外国為替管理令（昭和二五年政令二〇三号）と相ならんで、外為法二一条の委任命令に外ならない。従つて、右政令の効力は安保条約ないし行政協定の効力如何によつて左右されるものと解することは当を得ないものといわざるを得ず、所論憲法九条違反の主張は、違憲論としての前提を欠くものである。

同第二点は、単なる法令違反及び事実誤認の主張をいでず、刑訴四〇五条の上告理由に当らず、この点に関する原審の判

断は相当である。

また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　河村大助

裁判官　奥野健一

昭和三一年(あ)第三三八号

弁護人一松弘の上告趣意

右の者に対する外国為替及び外国貿易管理法違反被告事件について弁護人は左のとおり上告趣意書を提出します。

原判決は刑の量定甚だしく不当にして罰金刑に処しなかつた不当ありと信ずる。

即ち本件記録編綴の弁第一号証で明かなように本件は当弁護人（同号証の一松政記とあるは誤記）が被告人を伴い警視庁に訴え出たことが端緒にて相被告人金基信、洪春子等が逮捕せられ起訴せられた案件であること被告人は未だ嘗て前科等刑事上の処分を受けたことがないこと所謂ドル買の常習者でないこと、被告人は現在食堂を経営し居り再度本件の如き事犯を惹起する虞れは皆無であるのに原審は再犯を危懼しての刑の執行猶予の判決を言渡していること被告人は本件によつて相当の財産的損失を蒙つて居ること等を考慮するときは原審相被告人の量刑とも権衡を失し重きに失する。

原判決は量刑不当として破毀を免れないと信ずる。

以上

被告人　山本こと　李昌沢

弁護人青柳盛雄の上告趣意

右外国為替及外国貿易管理法違反被告事件につき、次の通り上告趣意書を提出する。

第一点　原判決は、本件に昭和二七年四月二八日政令第一二七号第四条を適用している。しかしながら、右政令は憲法第九条に違反し無効であるから、原判決は、この点において違法である。

一、右政令は「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う外国為替管理令等の臨時特例に関する政令」という名称に示されているとおりのものであることは、その第一条が、これを明らかにしている。

而して、その第四条はアメリカ合衆国軍隊が、わが国に駐留し、軍票を発行使用することを前提として、その保有、支払、受領等は合衆国軍隊以外の者には、これを認めず、もし合衆国軍隊以外の者が軍票を収受しまたは所持しているばあいには、これを日本銀行に寄託しなければならない旨を定めている。すなわち、この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下安保条約と略称する。）が有効であるという前提の下に制定されたものである。

二、しかしながら、安保条約は、その前文において明白にされているように、「日本国は、その防衛のための暫定措置として日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望」して締結されたものであり、その第一条には「この軍隊は（中略）外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。」と定められている。

被告人　韓　正雄

立花こと

すなわち、この条約はアメリカ合衆国軍隊が日本国と外国との国際紛争を解決する手段として使用されることを定めたものである。

三、しかるに、憲法第九条第一項は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と定めている。これは憲法前文に「諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」たことの具体的表現である。けだし、社会発展の歴史的法則に従つて、第二次世界大戦後の国際情勢の推移を観察すれば、戦争は不可避の社会現象ではなく、国際間の紛争は、武力によらず、話し合いによつて、解決することが単なる理想ではなくして、現実的に可能であると考えられるに至つているのであるから、憲法が戦争と武力行使を放棄したことは再び戦争の惨禍を起さないようにするためには、きわめて賢明して有効な方法というべきだからである。

四、果して然らば、安保条約は憲法第九条に真向うから牴触し、とうていその効力を有し得ないものと断ぜざるを得ないのである。けだし、憲法第九条は単にわが国自身が自らの武力を使用して国際紛争を解決しようとすることを禁止しているだけでなく、わが国が特定の外国との間で軍事同盟を結び、その外国の軍隊を使用して国際紛争を解決しようとすることをも禁止していると解すべきだからである。すなわち、わが国を再び戦争の惨禍に陥らしめないためには、自国軍隊を使うと外国軍隊を使うとを問わず、すべて武力行使を放棄することが必要だからである。

五、憲法第九八条第一項は違憲の国務一切が無効であることを規定しているから、このような違憲内容の安保条約の締結（内閣）、その承認（国会）もまた無効であつて、憲法第九八条第二項の条約遵守義務は条約の締結及び承認が有効であることが前提である。

六、以上を要するに、安保条約が上述の通り無効であるかぎり、その規定に基く行政協定もまた当然に無効であり、この協定を実施するために制定された本件政令もまた当然無効といわなければならないのである。

第二点　原判決は、被告人幹に本件軍票の寄託義務があるものと判定した点において違法である。

一、原判決は「被告人幹は本件軍票を所持していたので日本銀行に寄託する地位にあつたものである。然るに被告人はその義務を怠つた、従つて本件犯罪は成立し、被告人はその刑責を負わなければならない。」という趣旨を判示した。

二、しかしながら、原判決も正しく指摘している通り、本件犯罪は「所持」にあるのではなく、「寄託義務違反」にある。従つて、物理的にみるならば「所持」とみるべきばあいであつても、その「所持」から当然にその「所持者」が寄託義務を負うとみるべきでないときは、本件犯罪は成立しない。

三、本件において、被告人幹が本件軍票を被告人李から受取り被告人洪に渡した事実は証拠上争いのないところであるから、被告人幹は本件軍票を「所持」したと解すべきであるかも知れない。

四、しかし、被告人幹は一弗二円の割合による利ざやという形で利得しようとしたにしても、実質的にはそれが周旋料であることは明瞭であつて、被告人幹の本件「所持」は、本件軍票を自己の財産として自由に処分しようとして所持したものではなく、いわば被告人洪のためにこれを入手したにすぎないのであるから、かかるばあいの「所持」から当然に被告人幹において寄託義務を負うべきものと解することはできない。

五、本件政令第四条の趣旨は、軍票のいわゆるブローカーを独立して取締る趣旨ではなく、軍票を自らの危険負担において転々売買し、これによつて軍票の集中を妨げることを禁止する趣旨である。ブローカーもまたその買受人が寄託義務を怠ることの情を知つて、その収受を助けたばあいにおいては刑責を免がれることができないとしても、それは共犯規定の適用によつて、そうなるだけのものである。

六、これを要するに、原審はこのように明白な事理を誤り、漫然と被告人幹に本件軍票の寄託義務があると判断した点において、重大な違法を犯しているものといわなければならない。

以　上

昭和三一年(あ)第一一一二号

決　定

本籍並びに住居　熊本県飽託郡藤富村大字護藤一五三一番地

農　業　田　代　実　大正二年八月五日生

右の者に対する有印私文書偽造、同行使、脅迫、誣告被告事件について昭和三一年三月一四日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人本田正敏の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、原判決は論旨引用の判例と相反する判断をしていないこと判文上明らかであるから、所論はその前提を欠き、同第二点は、事実誤認、単なる法令違反の主張に帰するものであり、被告本人の上告趣意は、事実誤認の主張を出でないものであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない（なお、刑法一七二条にいう虚偽の申告とは、申告の内容をなすところの刑事、懲戒の処分の原因となる事実が客観的真実に反することをいうと解するを相当とし、第一審判決の認定した事実によると、被告人が藤家市次をして竹田隆徳に刑事上の処分を受けしめる目的で司法警察員に対し申告せしめた事実は虚偽であることが明白であるから、原判決には所論の違法は存しない。）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

昭和三三年七月三一日決定　昭和三一年(あ)第一一一二号

昭和三三年七月三一日決定　昭和三一年(あ)第一一一二号

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年七月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　河村大助

裁判官　奥野健一

昭和三一年(あ)第一一一二号

被告人　田　代　実

弁護人本田正敏の上告趣意

右の者に対する私文書偽造、同行使、脅迫、誣告被告事件について次のとおり上告趣意書を提出致します。

控訴審は第一審判決を維持して被告人の控訴を棄却した。然し原判決は次の判例に相反した判断を為して居り破棄さるべきであると考へる。

第一、訴因第一脅迫の点について

脅迫とは「人を畏怖せしめて其自由を抑圧する目的を以つて之に対し害悪を到来せしむべき旨の通告を為す行為を云う」

（大審院大正四年(れ)第二四七一号同年七月二日）

「脅迫罪における害悪の告知は、被害者に対し直接にする必要はなく被告人において脅迫の意思をもつて害悪を加えるべきことを為らしめる手段を施し……」

（最高昭和二十五年(れ)第九八一号同二十六年七月二十四日第三小法廷）

右の判決によれば脅迫の成立には相手方を畏怖心を生ぜむる「目的を要する」ものであると為すことは明らかである。

然るに本件犯行を判示に随つて見ても被告人が藤家市次をして畏怖せしむべき目的を有していたとは全く考へられないしまたその様な判示も存じない。被告人が竹田隆徳に対して怨恨を抱いていたとしても藤家に対して怨恨を抱く道理はなく又全証拠によるもかかる目的並びにこれを裏づける理由も存しない。であるから仮りに私文書の偽造が存在し偽造私文書が藤家方に郵送到達せられてもこれ丈では脅迫の罪は構成しないものである。

判決被告人が竹田隆徳に対して怨恨を抱く退拠及怨恨を抱いていたとの事実は訴因第二の事実に係るものであつて脅迫の事実には係り得ないし、結局する所脅迫の罪を構成すべき目的要件を欠缺しているが故に無罪であるべきである。判示は判例違反の違法がある。

第二、訴因第二の誣告について

仮りに私文書（手紙）が被告人の偽造に係るものとしても藤家市次の申告事実は虚偽の事実を申告したものではなく竹田隆徳名義の不穏な文書が自己に送達せしめられたことの申告であつて虚偽の事実の申告でなく真実の事実の申告である。これを目して被告人藤家をして虚偽の事実を申告せしめたとは為し得ないものである。従つて被告人が竹田をして刑事処分を受けしむる目的が存在したとしても右の事実は誣告の構成要件を充足するものではない。

右の理由により訴因第二は法令の適用に誤りが在る。

よつて原判決を破棄せられんことを御願するものである。

右上告趣意書を提出する。

以上

昭和三一年(あ)第一一一二号

被告人田代実

被告人の上告趣意

私は肩書の田代実であります。一昨年末の脅迫状を差し出したとの疑を受けまして熊本地方検察庁の取調を受け熊本簡易裁判所において懲役一年の判決を受けましたが身に覚えのないことでありますので福岡高等裁判所に上訴いたしましたが私の意に反して棄却されました。福岡高等裁判所では必ず私の無実を証明して下さるものとのみ信じておりましたが残念でなりません。

私が疑を受けましたのは竹田隆徳の兄の武男と畑のことで少し不仲でありました関係で私が竹田隆徳を陥し入れようとしたと言うものであります。脅迫状の字体が私の字に似ているとの事でありますが私が竹田隆徳を陥し入れようとしましてもどうして陥し入りませうか。

竹田隆徳と不仲であつた事は事実でありますが最近は何事もなく過して何もかも諦めていたものであります。字体が私の書いた字に似ているとの事ですが、脅迫状は私に示された程度で詳しく見せられず似ているか似ていないかも私には判りません。詳しく見せて下さればその文面の中から何か私でないという事を見出すことが出来ると思いましたがそれも許されませんでした。私は不幸にして恥つかしいことですが近所に一、二の不仲人があります。その理由は長くなりますから省きますが、その不仲の人物から私の事を聞きとつてあるそうですが私が書面上（どんなになつているのか判りません）私が如何に理由が正しかつてもすべて私の不徳であります。私は世間知らず者ですが正義と思えば誰彼となく思つた通りに申し上げますので大変感じを悪くするそうです。この度の事件では私は全然知らないことでありますので、又私を特別に何か訳のありさうなお取調べでありましたからお答えする言葉が荒くなりまして大変悪かつたそうであります。

検事さんから脅迫状を出した事を認めれば罪が軽くなると言はれましたが、書いていないことを書いたと申し上げてもどうなるでせうか、只今申し上げますことは私からの申し分で御面倒と思いますがお読み戴きまして最後の裁判をお願い申し上げます。

(一) 脅迫状の出されたのは七月六日の消印となつているさうですが、七月六日は私方の田植の日で尚私は七月一日に田植の準備中馬にけられまして二ヶ所の骨折をなし別紙の医師の診断書の通り三人の医師について七月二十五日迄仕事も出来ず、特に右手の関係で字を書くことも出来ず、田植は皆人手を雇つて致しました后で手紙を書く気になる筈もありません。

(二) 省　略

(三) 脅迫状の消印は私の居村の郵便局からと起訴状にはなつていましたが熊本簡易裁判所で消印の鑑定を熊本の人がなされましたのは高瀬方面からと言つておられました。その消印が鮮明でないそうですが正確に判明する方法はないでせうか。

(四) 脅迫状の字体が私の字に似ているとの事ですが鑑定の間違いと思います。別の学者に鑑定して戴くことは出来ないことでせうかと。

(五) 脅迫状の内容を聞きますと藤家さん所に私が何のためになさねばならないでせうか検事さんは竹田を陥し入れんとしたものと言つておられますが私はそんな事を考えることも考え出すことも出来ません。

(六) 私が脅迫状を出して居たとすれば巡査駐在所に呼ばれて字を書かされたとき言はれるまゝに平気で書く筈もありません。書かされましたときその中に「藤家市次」と書けとのことでありましたが、その時迄は「藤家繁次」とのみ思つておりました。「藤江繁次」と書きますと「藤家市次」と書かされました后で脅迫状には藤家市次と書いてあつたそうでこれ

からじましても私の知らぬ事です。

(七) 私の無実の罪の評判となつて別紙の手紙が私の所に届きましたので私は喜んで弁護士さんの処に行きましたが差出人が判らないから仕方がないとのことでしたが写をとりました次第でございます。その写は警察に頼んで真犯人を探して戴いております。脅迫状を出すような者は必ず悪人共ですから手紙の様子からしましても必ず仲違いをして何時か判明するものと思います。

(八) 書類の中に私の村の田代喬さんの申立書がある筈です。田代喬さんの所有畑の事から私と竹田との不仲の原因でありました。

私が作つている畑を竹田隆徳の父に田代喬さんが都合上一時耕作権を譲つてくれとのことで五ヶ年の契約で譲りました処が竹田の父が昭和二十年に死亡しました処に兄武男が帰つて来て畑が荒れて自分も病気で出来ないからと言いますので、田代喬さんと話合上私が小作いたし

ました所が一年して又おれが小作するから返せと言いましたので私はそのまゝ譲つてやりました。そして竹田武男が小作してありました。竹田武男は病気で長くねていましたのでおれが悪かつたから田代さんに畑を返すから五千円ばかりくれといいましたけれども自分はもうあの畑は諦めてあるからといつてあつさりとことはりました。長く病気した後に弟の隆徳が帰つて来てその畑を小作したものであります。

その小作権も争ひも好まず放棄してありましたが小作権問題から私の脅迫状を出したものと思い込んで田代喬さんを検事さんが呼び出して聞かれた際私にとつてはなくてはならない耕作地であると言はれたと云つて検事さんは数回となく強制なさいました。私は畑には少しの未練もなく諦めていたと申しました。私がその畑に未練がないことを他に証明するようなことは沢山ありますがそんな事は取り上げて下さいません。私は二十二日間勾留されてその間接近禁止とかで面会も

出来ずそんなことは全然知りませんでした。私は勾留から帰つて田代さんに会つてその事を尋ねますと田代爺さんの云はれることにはそんな馬鹿なことは言つていない。それは検事さんが有利にするためにそんなうそを言はれたのだらうと申されました。田代さんは目的が違つていたのを大変残念がつていられて今からでも上申せねばならないと言つていられます。

(九) 前記(七)に申し上げました差出人不明の手紙の宛名は「田代実」を「田代稔」と間違つて書いてありますが本書と同封いたしますからよくお調べ下さいますようお願いいたします。

(一〇) 私は男の子三人ありますのでそんな悪いことをしたら子供の教育も出事ませず又先祖に対しても又親類に対しても相すまぬことですからそんな悪いことは決して犯しておりません。

(一一) 例え私が竹田隆徳を陥し入れようとしてもそんなことで竹田が陥入るでせうか。

(一二) 必ず犯人は一度は判明すると思いますが差し当つて残念でなりません。

(一三) 竹田隆徳がどんなにして藤家エッ子さんを連れ出したかと思つて昭和三十一年五月二日に藤家市次宅にお尋ねに行きました。市次さんの話をきけば隆徳を日雇に手不足で忙しい時頼んだと申されました。其の後エッ子さんと恋仲になつていた模様でした。そして時々遊びに来ていましたが昭和二十九年三月十五日立田山にエッ子さんを連れ出したので藤家さん方では親族を集め阿蘇山で心中でもしはしないかと心配して親族会議をしていました所に十七日にエッ子さんが顔がはれて帰つて来ましたのでどうしてかと尋ねますと別れ話をしたので竹田が怒つて殺すと脅迫をしたり暴行を加えたとエッ子さんからきいたと申されました。その後毎日のように市次さん宅に好かぬ酒をのみには入り込んで脅迫をするので老人と子供は縮み上つて震えていたとのことを話されました。それで子供も恐ろしがつてあんな男を養子なんかもつてはいけないと怖がつていました。

そして四月一日藤家市次さんにエッ子さんを呉れと竹田が云つたのでうちの戸主だから出来ないと言つた処が自分と一緒に来ないと殺すと云つたのでエッ子さんも止むを得ず可愛い子供二人を残し七十を越えた老人夫婦もおいて行かれたそうです。ほんとうに涙の出るような話です。

(一四) 脅迫状の内容は竹田隆徳の内妻藤家エッ子さんが何時から何時迄働いたからその間働いた分の金は参拾何万円とか呉れと書いてあつたさうですが、エッ子さんが嫁入りして来られた年月日なんか私の知る筈もありません。又祝儀に行つたから知つているだらうと検事さんが云はれましたが、私は藤家さんの祝儀に行つたことも無く藤家エッ子さんが何時迄居られたかも存じません。

事件迄藤家エッ子さんなど名前も知りませんでした。

右長いこと申し上げましたが少しのいつわりもありません。

何卒公正なお裁きを願い度く上告いたします次第でございます。

以上

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷別	結果	二審又は原審	頁
昭和二七年(あ)二七六	収賄	甲斐玉武	昭和三三年七・二	大	棄却	福岡高宮崎支部	六四三
昭和二七年(あ)二九九一	収賄、昭和二一年勅令第三二号関税法違反	山口昭義	六・二	大	破棄自判	福岡高	一
昭和二七年(あ)四五三三	酒税法違反	藤沢忠雄	七・九	大	棄却	広島高岡山支部	七一五
昭和二八年(あ)五四六九	失業保険法違反	東京芝浦電気株式会社	七・一〇	一	棄却	東京高	七八三
昭和二九年(あ)三四〇六	殺人	中原雅多	六・二〇	二	棄却	福岡高	四六七
昭和三〇年(あ)五二二	業務上堕胎	池上二郎 外一名	七・一一	二	棄却	仙台高秋田支部	八〇九
昭和三〇年(あ)二二一四	恐喝	長代堅	六・一八	二	棄却	広島高岡山支部	四〇九
昭和三〇年(あ)二五一五	収賄、贈賄	合田夷 外三名	六・六	二	一部破棄差戻一部棄却	福岡高	一四一
昭和三〇年(あ)二五九四	食糧管理法違反	魚津寅吉 外三名	六・六	二	棄却	名古屋高金沢支部	一二五

昭和三〇年(あ)三三九一	窃盗、公務執行妨害	中村十八こと 中村捨八	六・四	二	乗却	高松高	五五
昭和三〇年(あ)三五一八	森林法違反	後山長一	七・一一	二	乗却	仙台高	八三一
昭和三〇年(あ)三五三八	詐欺	大塚康次	六・四	二	乗却	東京高	五九
昭和三〇年(あ)三七〇六	詐欺	奥田正	六・三	三	乗却	大阪高	一一
昭和三〇年(あ)三七七七	物品税法違反	宮田保久	七・一五	二	乗却	名古屋高	九〇五
昭和三〇年(あ)三九八二	傷害、住居侵入	金子三郎こと 岩祐	七・一八	二	乗却	名古屋高	九六九
昭和三〇年(あ)四一二四	業務上失火	山口芳太郎	七・二五	二	乗却	大阪高	一〇六九
昭和三一年(あ)一二二	詐欺	阿部武男	七・一五	二	乗却	仙台高	八八七
昭和三一年(あ)一五七	横領、職業安定法違反	林昇	七・一八	二	乗却	福岡高	九八三
昭和三一年(あ)二二五	覚せい剤取締法違反	新井勝こと 朴学千	六・三	三	乗却	東京高	四五
昭和三一年(あ)三〇六	威力業務妨害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	山口倉吉 外二名	六・二〇	二	乗却	東京高	五一三

昭和三一年(あ)三三八	外国為替及び外国貿易管理法違反	国本ことり昌沢	七・三一	二	乗却	東京高	一一七七
昭和三一年(あ)四六二	殺人幇助	高橋帛子	六・二四	三	乗却	東京高	五二一
昭和三一年(あ)六八五	不法監禁	菅野司 外四名郎	七・一一	二	乗却	札幌高	八四五
昭和三一年(あ)六八八	物品税法違反	伊藤重篤	七・一八	二	乗却	名古屋高	九九五
昭和三一年(あ)九二九	酒税法違反	浅野雄三こと 金権錡	七・一二	三	乗却	東京高	一〇五三
昭和三一年(あ)九七〇	建造物侵入	三重野 外一名勇	六・四	二	乗却	福岡高	六七
昭和三一年(あ)一一一二	有印私文書偽造行使、脅迫等	田代実	七・三一	二	乗却	福岡高	一一八七
昭和三一年(あ)一三一九	あへん法違反	田村俊夫	六・一七	三	乗却	高松高	二九七
昭和三一年(あ)一五四〇	昭和二三年政令第二〇一号違反	中内 外七名広	七・一六	大	乗却	大阪高	九〇九
昭和三一年(あ)一六三九	傷害、住居侵入暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	横田政勝 外七名	七・二九	三	乗却	大阪高	一一二九
昭和三一年(あ)一六六〇	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、暴行	山本美代子	七・二九	三	乗却	福岡高	一一三九

昭和三一年(あ)一七〇三	覚せい剤取締法違反	蓮見アイ	六・二四	三	棄却	仙台高	五三一		
昭和三一年(あ)一八五五	貸金業等の取締に関する法律違反	中原雅多	七・二五	二	棄却	福岡高	一〇七一		
昭和三一年(あ)二一〇五	麻薬取締法違反	浜岡弘 外二名	七・一二	三	棄却	東京高	一〇一三		
昭和三一年(あ)二一一八	窃盗	米延保之	七・二	二	棄却	高松高	六五七		
昭和三一年(あ)二二一二	金融違反緊急措置令違反等	小菅新一郎	七・一七	一	棄却	東京高	九五九		
昭和三一年(あ)一九四四	住居侵入、強姦致傷	寺西健二	六・二四	三	破棄差戻	札幌高	五三五		
昭和三一年(あ)二三一二三	道路交通取締法違反	田代久作	七・九	二	棄却	大阪高	七三一		
昭和三一年(あ)三三七八	物品税法違反	水谷志ず 外一名	七・二三	二	棄却	名古屋高	一〇六三		
昭和三一年(あ)四二〇四	強盗殺人	松永敏夫	六・一三	二	破棄差戻	東京高	一七九		
昭和三一年(あ)四五八四	たばこ専売法違反	畠山義正	七・二五	二	棄却	名古屋高金沢支部	一〇九七		
昭和三二年(も)一	刑事補償請求	請求人 渥美利男	七・二三	一	請求認容		一〇六五		

昭和三二年(も)二	刑事補償請求	小崎勇	七・九	二	請求認容		七八一		
昭和三二年(し)六一	保釈保証金没取決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人 山中義郎	七・一五	二	棄却	広島高岡山支部	八九七		
昭和三二年(あ)四七八	傷害、脅迫	古賀静雄	六・一九	一	棄却	福岡高	四六三		
昭和三二年(あ)七〇三	収賄	半沢芳男	六・一八	二	棄却	仙台高	四一七		
昭和三二年(あ)八〇二	傷害致死、傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	佐々木健二	六・一七	三	棄却	名古屋高金沢支部	三〇一		
昭和三二年(あ)一三一三	詐欺、横領	小川貞雄	六・五	一	棄却	名古屋高	七九		
昭和三二年(あ)一三二七	強盗殺人	大井晋平	六・二七	二	棄却	東京高	五七七		
昭和三二年(あ)一三五九	強盗殺人、強盗強姦未遂	岸本禎市	六・二四	三	棄却	大阪高	五五三		
昭和三二年(あ)一三六六	住居侵入、偽証教唆	手島伝	七・一〇	一	棄却	福岡高	七九七		
昭和三二年(あ)一三七四	職業安定法違反、労働基準法違反	桑田鶴太郎	六・一九	一	破棄自判	福岡高	四五七		
昭和三二年(れ)一	傷害致死	辺田市丸	六・二六	一	棄却	東京高	五六五		

昭和三三年(秩ち)	一	法廷等秩序維持に関する法律による制裁決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	ロン・ジャニーこと天野積雄	六・三〇	一	棄却	札幌高	六一九	
昭和三三年(あ)	七	虚偽有印公文書作成、同行使詐欺	荒木時宝	七・七	二	棄却	福岡高	六九七	
昭和三三年(し)	一六	捜索差押許可の裁判に対する準抗告申立棄却決定に対する特別抗告	小林武外一名	七・二九	大	棄却	東京地	一一五三	
昭和三三年(し)	二〇	捜索差押許可の裁判に対する準抗告申立棄却決定に対する特別抗告	小林武外一名	七・二九	大	棄却	東京地	一一六九	
昭和三三年(み)	二三	傷害致死等被告事件につきなした上告棄却の判決に対する訂正申立	申立人 柳盛雄外一二名	七・二	大	棄却	最高裁	六七九	
昭和三三年(み)	二四	威力業務妨害等被告事件につきなした上告棄却の判決に対する訂正申立	申立人 上田誠吉	七・二	大	棄却	最高裁	六八九	
昭和三三年(あ)	三二	窃盗、強姦致傷	加藤豊和	六・六	二	棄却	名古屋高	一七一	
昭和三三年(し)	三三	郵便法違反教唆被疑事件につきなした準抗告棄却決定に対する特別抗告	申立人 崎格	七・二	二	棄却	東京地	六六五	
昭和三三年(し)	四一	地方公務員法違反被疑事件につきなした準抗告棄却決定に対する特別抗告	申立人 崎格	七・二二	三	棄却	東京地	一〇五三	
昭和三三年(あ)	一一四	業務上横領	北伊六	六・五	一	棄却	大阪高	八七	
昭和三三年(す)	一九五	再審請求棄却決定に対する即時抗告	藤井了	七・一	三	棄却	広島高	六三九	

昭和三三年(あ)	二一七	物品税法違反	今成敏郎	六・五	一	棄却	東京高	九一	
昭和三三年(す)	二三八	上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する裁判の解釈を求める申立	申立人 池田恒男	六・一七	三	棄却	最高裁	四〇五	
昭和三三年(あ)	三一六	常習累犯窃盗	国本鐘声こと李雄朗	七・一一		一部破棄自判一部棄却	福岡高	八六一	
昭和三三年(あ)	三八〇	器物毀棄	林百郎	七・一〇	一	棄却	東京高	八〇一	
昭和三三年(あ)	四〇二	窃盗	松本郁	七・七	二	棄却	広島高	七〇一	
昭和三三年(あ)	四一七	尊属殺人	川口憲徳	七・一	三	棄却	福岡高	六二三	
昭和三三年(あ)	四二四	恐喝	西原秋夫	七・	三	棄却	名古屋高	六三三	
昭和三三年(あ)	四五四	殺人	八藤節子外一名	六・一七	三	棄却	東京高	三七九	
昭和三三年(あ)	五二五	窃盗、住居侵入	井沢清秋	七・一八	二	棄却	東京高	一〇〇一	
昭和三三年(あ)	六九一	賍物故買、賍物牙保	浜田龍雄	七・一八	二	棄却	広島高岡山支部	一〇〇七	
昭和三三年(あ)	七〇一	有価証券偽造、同行使、詐欺	赤井キヌエ	六・二七	二	棄却	大阪高	六一一	

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十三年六月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

		頁
判決（全）……（二日―二七日）……（三〇件）……		一
決定（1）……（三日―一四日）……（一〇三件）……		五
決定（2）……（一七日―二七日）……（一〇二件）……		一五
雑（全）……（二日―三〇日）……（四六件）……		二五
不成立（全）……（九日―三〇日）……（九件）……		三一

昭和三三年(あ)七二三	外国人登録法違反	岡田茂こと鐘	七・八	三	棄却	福岡高	七〇七
昭和三三年(あ)七三一	猥褻物販売、猥褻物販売目的所持	松井大周	六・六	二	棄却	東京高	一〇五
昭和三三年(あ)七四一	窃盗	熊本三郎	七・二九	二	棄却	東京高	一一二三

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二七年(あ)二九九一	加重収賄、昭和二一年勅令第三一一号違反、関税法違反	山口昭義	六・二	大	破棄自判	福岡高	一
昭和三一年(あ)二二五	覚せい剤取締法違反	朴学千	六・三	三	棄却	東京高	一〇
昭和三三年(あ)二〇八	自転車競技法違反	森田浩	六・三	三	棄却	大阪高	一七
昭和三三年(あ)二一七	物品税法違反	今成敏郎	六・五	一	棄却	東京高	二〇
昭和三〇年(あ)七三一	猥褻物販売、猥褻物販売目的所持	松井大周	六・六	二	棄却	東京高	二八
昭和三〇年(あ)二五一五	収賄、贈賄	合田夷外三名	六・六	二	合田、大野破棄差戻他棄却	福岡高	三九
昭和三〇年(あ)二五九四	食糧管理法違反	魚津寅吉外三名	六・六	二	棄却	名古屋高金沢支	五七
昭和三一年(あ)二四七〇	逮捕監禁、恐喝未遂	金律	六・六	二	棄却	東京高	六六
昭和三二年(あ)三二四五	傷害	和田政男外一名	六・六	二	棄却	名古屋高	八六

昭和三三年(あ)	三二	窃盗、強姦致傷	加藤豊和	六・六	二	棄却	名古屋高	九一
昭和三三年(あ)	二〇七	背任	青山新右衛門	六・六	二	棄却	大阪高	九七
昭和三一年(あ)四二〇四		強盗殺人	松永敏夫	六・一三	二	破棄差戻	東京高	一〇一
昭和三二年(あ)	一一八四	強盗殺人	三村守	六・一三	二	棄却	東京高	二〇八
昭和三二年(あ)	二一二三	強盗致死、同未遂、住居侵入	田中久美雄	六・一三	二	棄却	東京高	二一五
昭和三一年(あ)	一九六一	賍物牙保	前田祐吉	六・一七	三	棄却	名古屋高	二一二
昭和三二年(あ)	八〇二	傷害致死、傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	佐々木健二	六・一七	三	棄却	名古屋高金沢支	二一六
昭和三三年(あ)	四五四	殺人	八藤節子外一名	六・一七	三	棄却	東京高	二六九
昭和三三年(あ)	五五六	貸金業等の取締に関する法律違反、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反	栗原健次	六・一七	三	棄却	東京高	二八三
昭和三二年(あ)	三二七四	職業安定法違反、労働基準法違反	桑田鶴太郎	六・一九	一	破棄自判	福岡高	二八六
昭和三三年(あ)	四七八	傷害、脅迫	古賀静雄	六・一九	一	棄却	福岡高	二九一

昭和一九年(あ)	三四〇六	殺人	中原雅多	六・二〇	二	棄却	福岡高	二九四
昭和三〇年(あ)	三三二九	恐喝	沢田国豊	六・二〇	二	棄却	大阪高	三一八
昭和三一年(あ)	三〇六	威力業務妨害、暴力行為等処罰に関する法律違反	山口倉吉外二名	六・二〇	二	棄却	東京高	三二四
昭和三一年(あ)	四六二	殺人幇助	高橋帛子	六・二四	三	棄却	東京高	三三〇
昭和三一年(あ)	二九四四	住居侵入、強姦致傷	寺西健二	六・二四	三	破棄差戻	札幌高	三三六
昭和三一年(あ)	三二五九	強盗殺人、強盗強姦未遂	岸本禎市	六・二四	三	棄却	大阪高	三五一
昭和三三年(あ)	一五一	収賄	山本勇治	六・二六	一	棄却	札幌高	三五九
昭和三三年(れ)	一	傷害致死	辺田市治	六・二六	一	棄却	東京高	三六五
昭和三二年(あ)	二三二七	強盗殺人	大井晋平	六・二七	二	棄却	東京高	三七二
昭和三三年(あ)	七〇一	有価証券偽造、同行使、詐欺	赤井キヌヱ	六・二七	二	棄却	大阪高	三九〇

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三〇年(あ)三五二〇	外国通貨偽造未遂、関税法違反、外国ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律違反、偽造外国通貨収得	金景任外六名	六・三	三	棄却	大阪高	一
昭和三〇年(あ)三七〇六	詐欺	奥田正	六・三	三	棄却	大阪高	一五
昭和三一年(あ)一五五	窃盗	三宅明一	六・三	三	棄却	広島高岡山支	三三
昭和三一年(あ)一一九六	横領	樋口芳夫	六・三	三	棄却	福岡高宮崎支	四五
昭和三一年(あ)一二一一	業務上過失傷害加	加藤進	六・三	三	棄却	名古屋高	五三
昭和三一年(あ)一二九〇	業務上横領平	川潔	六・三	三	棄却	福岡高	六五
昭和三一年(あ)二八二九	強姦致傷	福田徳夫	六・三	三	棄却	福岡高	六八
昭和三一年(あ)三二八九	麻薬取締法違反	李林氏雪	六・三	三	棄却	大阪高	七八
昭和三一年(あ)一五六七	放火	酒巻敬次郎	六・三	三	棄却	東京高	八二

昭和三〇年(あ)三三九一	窃盗、公務執行妨害	中	村	拾八	六・四	二乗却	高松高	九八
昭和三〇年(あ)三五三八	詐欺	大	塚	康次	六・四	二乗却	東京高	一〇一
昭和三〇年(あ)三五五五	詐欺	竹	邑	末喜	六・四	二乗却	高松高	一〇七
昭和三〇年(あ)一六六三	現住建造物等放火	熊	谷	初三郎	六・四	二乗却	仙台高秋田支	一一一
昭和三一年(あ)七三三	贈賄、同幇助、収賄	永	井	外一名 浪	六・四	二乗却	東京高	一一五
昭和三一年(あ)八九七	営利誘拐	高		性峻	六・四	二乗却	東京高	一一九
昭和三一年(あ)九七〇	建造物侵入	三	重野	外一名 勇	六・四	二乗却	福岡高	一二五
昭和三一年(あ)一〇七三	食糧管理法違反	永	島	精司	六・四	二乗却	東京高	一三二
昭和三一年(あ)一三二一	傷害、食糧管理法違反、公務執行妨害、鉄道営業法違反	林		敬吉	六・四	二乗却	大阪高	一三六
昭和三一年(あ)一五六九	詐欺、商法違反	住	田	正之	六・四	二乗却	大阪高	一四〇
昭和三一年(あ)一七九五	窃盗、詐欺、外国人登録法違反	羅		正修	六・四	二乗却	東京高	一五七

昭和三三年(あ)四九一	恐喝	金		祥仁	六・四	二乗却	東京高	一六五
昭和三二年(あ)一三一三	詐欺、横領	小	川	貞雄	六・五	一乗却	名古屋高	一六八
昭和三二年(あ)三〇九〇	収賄、横領	小	玉	秀雄	六・五	一乗却	福岡高宮崎支	一七三
昭和三二年(あ)三二二三	詐欺、物品税法違反	木	船	直太郎	六・五	一乗却	東京高	一七六
昭和三三年(あ)六三	収賄	菅	原	勇吉	六・五	一乗却	仙台高	一九〇
昭和三三年(あ)一一四	業務上横領	北		伊六	六・五	一乗却	大阪高	一九六
昭和三三年(あ)二〇〇	業務上過失致死傷	野	上	茂	六・五	一乗却	名古屋高金沢支	一九九
昭和二九年(あ)八八〇	麻薬取締法違反	藤	井	外一名 善友	六・六	二乗却	札幌高	二〇三
昭和三〇年(あ)三一五三	賍物故買	金		璿泰	六・六	二乗却	名古屋高	二二一
昭和三〇年(あ)三三七五	現住建造物放火	二	木	政彦	六・六	二乗却	広島高松江支	二二七
昭和三〇年(あ)三八五九	殺人未遂	猿	渡	一清	六・六	二乗却	福岡高	二四五

昭和三一年(あ)一〇六二	貸金業等の取締に関する法律違反	大和田幸之助	六・六	二乗却	東京高	二五〇		
昭和三一年(あ)二四二八	業務上過失致死	別所春太郎	六・六	二乗却	大阪高	二五三		
昭和三二年(あ)三二二一	殺人	川島一一	六・六	二乗却	東京高	二六一		
昭和三三年(あ)四四六	詐欺	北川栄一	六・六	二乗却	名古屋高	二六四		
昭和三〇年(あ)二二九五	自転車競技法違反	国本義博外六名	六・九	二乗却	大阪高	二六八		
昭和三一年(あ)九二八	覚せい剤取締法違反	金斗先	六・九	二乗却	広島高	二七五		
昭和三三年(あ)三二四	窃盗、詐欺、横領、賍物故買	永橋喬造外一名	六・一〇	三乗却	大阪高	二七八		
昭和三三年(あ)三七九	窃盗	野沢健男	六・一〇	三乗却	東京高	二八四		
昭和三三年(あ)三九九	業務上横領	岩間仁一郎	六・一〇	三乗却	仙台高	二八七		
昭和三三年(あ)四五七	賍物故買	李東雲	六・一〇	三乗却	大阪高	二九四		
昭和三三年(あ)四六〇	詐欺、新潟県内水面漁業調整規則違反	羽賀清一郎	六・一〇	三乗却	東京高	二九七		

昭和三三年(あ)四七二	窃盗、賍物故買、賍物収受	文炳漢	六・一〇	三乗却	札幌高	三〇一		
昭和三三年(あ)四七六	詐欺	伊藤硯児	六・一〇	三乗却	福岡高	三〇四		
昭和三三年(あ)四八八	旅券不実記載、旅券法違反、船員法違反、関税法違反、外国人登録法違反、出入国管理令違反	金東錫	六・一〇	三乗却	福岡高	三一〇		
昭和三三年(あ)四九七	常習賭博	高橋福蔵	六・一〇	三乗却	仙台高秋田支	三一五		
昭和三三年(あ)五〇一	窃盗	羽根是	六・一〇	三乗却	名古屋高	三一八		
昭和三三年(あ)五一九	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通取締法違反	弘中巽	六・一〇	三乗却	広島高	三二三		
昭和三三年(あ)五三三	昭和二二年勅令第九号違反	後藤順之助	六・一〇	三乗却	大阪高	三二六		
昭和三三年(あ)五三五	道路交通取締法違反、同法施行令違反	森山清一	六・一〇	三乗却	大阪高	三二九		
昭和三三年(あ)五四一	窃盗	窪田茂雄	六・一〇	三乗却	東京高	三三四		
昭和三三年(あ)五五二	業務上過失致死傷	松田寛一	六・一〇	三乗却	東京高	三四二		
昭和三三年(あ)五八四	職業安定法違反	東キクエ	六・一〇	三乗却	福岡高	三四五		

昭和三〇年(あ)一八五〇	脅迫、恐喝、暴行	今村乙治	六・一三	二	棄却	広島高	三四八	
昭和三〇年(あ)一九九〇	覚せい剤取締法違反	洪順玉	六・一三	二	棄却	仙台高	三五七	
昭和三〇年(あ)二五二〇	業務上過失傷害	松永一夫	六・一三	二	棄却	東京高	三六一	
昭和三〇年(あ)二七五八	殺人	天野正夫	六・一三	二	棄却	名古屋高	三六六	
昭和三〇年(あ)二八一七	放火未遂	佐藤大造	六・一三	二	棄却	名古屋高	三七四	
昭和三一年(あ)二六	賍物故買	張潤載	六・一三	二	棄却	大阪高	三七八	
昭和三一年(あ)四八	道路交通取締法違反	藤原正二郎	六・一三	二	棄却	東京高	三八二	
昭和三一年(あ)三一〇五	詐欺	小田美好	六・一三	二	棄却	高松高	三八七	
昭和三一年(あ)三一九四	強盗致傷	佐々木俊徳	六・一三	二	棄却	札幌高函館支	三九五	
昭和三一年(あ)三二二六	窃盗、強盗傷人	中刎一男	六・一三	二	棄却	広島高	三九九	
昭和三一年(あ)三二四八	公務執行妨害、傷害	原由郎	六・一三	二	棄却	福岡高	四〇三	

昭和三三年(あ)二一〇	賍物故買	李庚習	六・一三	二	棄却	仙台高秋田支	四〇六	
昭和三三年(あ)二一四	窃盗	崔正変	六・一三	二	棄却	福岡高	四〇九	
昭和三三年(あ)四二五	賍物牙保、賍物収受	金基洙	六・一三	二	棄却	名古屋高	四一四	
昭和三三年(あ)四三七	たばこ専売法違反	朱判世	六・一三	二	棄却	大阪高	四一七	
昭和三三年(あ)四四二	傷害、暴行	坂井久武	六・一三	二	棄却	高松高	四二〇	
昭和三三年(あ)四七七	窃盗	崔点甲	六・一三	二	棄却	福岡高	四二三	
昭和三三年(あ)四八七	窃盗	広川春吉	六・一三	二	棄却	札幌高	四二六	
昭和三三年(あ)五三七	わいせつ図画販売目的所持、わいせつ図画販売	鄭達鉉	六・一三	二	棄却	東京高	四二九	
昭和三三年(あ)五四三	賍物牙保	日下進二郎	六・一三	二	棄却	東京高	四三二	
昭和三三年(あ)五五八	詐欺、背任	青木多治久	六・一三	二	棄却	東京高	四三五	
昭和三三年(あ)五七三	器物毀棄、暴行、恐喝、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	高田孝一	六・一三	二	棄却	広島高松江支	四三八	

昭和三三年(あ)	五八七	公務執行妨害	金	永守	六・一三	二	棄却	福岡高	四四二
昭和三三年(あ)	五九〇	わいせつ図画陳列、公然わいせつ	福	岡憲一	六・一三	二	棄却	福岡高	四五〇
昭和三三年(あ)	六二八	暴行、道路交通取締法違反、業務上過失傷害	石	川英司	六・一三	二	棄却	東京高	四五三
昭和三三年(あ)	六五六	詐欺、窃盗	浦	島貞一	六・一三	二	棄却	札幌高	四五六
昭和三三年(あ)	六八五	窃盗	金	万錫	六・一三	二	棄却	名古屋高	四五九
昭和三三年(あ)	一四〇九	公務執行妨害、傷害	朴	奉植	六・一四	一	棄却	東京高	四六二
昭和三三年(あ)	三三三三	収賄	佐々木芳成		六・一四	一	棄却	札幌高	四六五
昭和三三年(あ)	四一	恐喝	小	池守	六・一四	一	棄却	仙台高	四七三
昭和三三年(あ)	一〇〇	強盗未遂、窃盗	木之瀬正佳		六・一四	一	棄却	福岡高宮崎支	四七七
昭和三三年(あ)	一〇三	強姦致傷	西	野猛城	六 一四	一	棄却	仙台高	四九二
昭和三三年(あ)	一〇六	有印公文書偽造、同行使、有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺、公正証書原本不実記載未遂	加*	茂七郎	六・一四	一	棄却	福岡高	五一四

昭和三三年(あ)	一一〇	傷害、傷害致死	大	矢治雄	六・一四	一	棄却	福岡高	五一二
昭和三三年(あ)	一一七	傷害	大	島稔	六・一四	一	棄却	広島高岡山支	五三〇
昭和三三年(あ)	一二〇	窃盗	中	島健二	六・一四	一	棄却	福岡高	五三三
昭和三三年(あ)	一三二	賍物運搬	朴	圭成	六・一四	一	棄却	名古屋高	五三六
昭和三三年(あ)	一六八	恐喝、同未遂	坂	田進	六・一四	一	棄却	大阪高	五三九
昭和三三年(あ)	二一九	窃盗	仲	村茂	六・一四	一	棄却	大阪高	五四六
昭和三三年(あ)	二三一	有価証券偽造、同行使、詐欺	辻	村仙一外一名	六・一四	一	棄却	名古屋高	五五二
昭和三三年(あ)	二四〇	強姦致傷	海老原	今朝次	六・一四	一	棄却	福岡高宮崎支	五五七
昭和三三年(あ)	二四六	私文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	稲	森司	六・一四	一	棄却	名古屋高	五六四
昭和三三年(あ)	二七四	窃盗	宗	石栄城	六・一四	一	棄却	高松高	五六九
昭和三三年(あ)	二七七	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	大	内幸二郎	六・一四	一	棄却	仙台高	五七二

昭和三三年(あ)	二八〇	窃	盗	安	野	勝	久	六・一四	一	棄却	大阪高	五七六
昭和三三年(あ)	二八六	業務上過失致死、同傷害		朴		大	石	六・一四	一	棄却	広島高	五七九
昭和三三年(あ)	二九四	業務上横領		佐	藤		毅	六・一四	一	棄却	福岡高	五八二
昭和三三年(あ)	二九七	窃	盗	中	森	森	蔵	六・一四	一	棄却	東京高	五八六
昭和三三年(あ)	三〇〇	詐	欺	榊	原	克	己	六・一四	一	棄却	東京高	五九〇
昭和三三年(あ)	三五五	窃	盗	土	江	年	夫	六・一四	一	棄却	広島高松江支	五九三

刑事決定 (2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)一三一九	あへん法違反	村	俊	夫	六・一七	三	棄却	高松高	一
昭和三一年(あ)一四〇三	酒税法違反	台	祚	六	六・一七	三	棄却	福岡高	四
昭和三一年(あ)一四七二	薬事法違反、酒税法違反	玄	商	宝	六・一七	三	棄却	東京高	九
昭和三一年(あ)一五三八	贈賄	高	浜	昇	六・一七	三	棄却	大阪高	一二
昭和三一年(あ)二五七四	覚せい剤取締法違反	朴	淑	子	六・一七	三	棄却	大阪高	一七
昭和三一年(あ)二六〇一	虚偽有印公文書作成、同行使、詐欺	小	柳	武	夫	六・一七	三	棄却	福岡高	二二
昭和三一年(あ)二七四八	賭場開張図利、覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反	高	村	実	六・一七	三	棄却	名古屋高	三〇
昭和三一年(あ)二七五七	横領、業務上横領	河	浦	敬	一	六・一七	三	棄却	東京高	三四
昭和三一年(あ)四七〇五	横領	北	舎	幸太郎	六・一七	三	棄却	大阪高	四一

昭和三三年(あ)	五九六	傷害、強姦未遂	李	東完	六・一七	三	乗却	大阪高	四六
昭和三三年(あ)	七〇六	窃盗	高田	一敏	六・一七	三	乗却	大阪高	五〇
昭和三三年(あ)	六二四	窃盗	中条	親光	六・一七	三	乗却	東京高	五五
昭和三三年(あ)	七三七	常習累犯窃盗	渡辺	統市	六・一七	三	乗却	東京高	五九
昭和三〇年(あ)	二一一四	恐喝	長代	堅	六・一八	二	乗却	広島高岡山支	六七
昭和三〇年(あ)	二四九二	覚せい剤取締法違反	中林	トミ	六・一八	二	乗却	東京高	七三
昭和三一年(あ)	三七	有価証券偽造、同行使、業務上横領、貸金業等の取締に関する法律違反	佐々木	清八	六・一八	二	乗却	仙台高	九〇
昭和三一年(あ)	三〇八二	業務上横領	長田	繁吉	六・一八	二	乗却	東京高	九四
昭和三二年(あ)	七〇三	収賄	半沢	芳男	六・一八	二	乗却	仙台高	九九
昭和三三年(あ)	六四	単純収賄	川畑	隆嚢	六・一八	二	乗却	仙台高	一二一
昭和三三年(あ)	二六二	賍物運搬	神山	敏	六・一八	二	乗却	東京高	一二七

昭和三三年(あ)	二六七	業務上横領	熊谷	俊夫	六・一八	二	乗却	福岡高宮崎支	一三三
昭和三三年(あ)	二八七	強盗、強盗致傷	佐藤	四郎	六・一八	二	乗却	広島高岡山支	一三七
昭和三三年(あ)	三〇四	窃盗	中村	照	六・一八	二	乗却	名古屋高	一四一
昭和三三年(あ)	三一三	強姦致傷、強姦未遂	天内	角光	六・一八	二	乗却	仙台高秋田支	一四五
昭和三三年(あ)	四二三	詐欺	藤原	次男	六・一八	二	乗却	札幌高函館支	一四九
昭和三三年(あ)	五〇〇	窃盗	安岡	雄三	六・一八	二	乗却	大阪高	一五四
昭和三三年(あ)	五〇五	詐欺	松尾	壮	六・一八	二	乗却	名古屋高	一五九
昭和三三年(あ)	五一七	傷害	片岡	信一	六・一八	二	乗却	高松高	一六二
昭和三三年(あ)	五八三	覚せい剤取締法違反	許	喜美子	六・一八	二	乗却	福岡高	一六五
昭和三三年(あ)	七一四	道路交通取締法違反	渡辺	宗和	六・一八	二	乗却	名古屋高	一六九
昭和三三年(あ)	一六四	傷害	山田	昭康	六・一九	一	乗却	東京高	一七二

昭和三三年(あ)	二五四	所得税法違反	大久保美之助	六・一九	一	棄却	大阪高	一七六
昭和三三年(あ)	二五七	麻薬取締法違反	金千石	六・一九	一	棄却	名古屋高	一八五
昭和三三年(あ)	二六六	贈賄、暴行	神田藤吉外一名	六・一九	一	棄却	東京高	一八八
昭和三三年(あ)	三一七	殺人	梅屋亀雄	六・一九	一	棄却	広島高	一九八
昭和三三年(あ)	五三一	酒税法違反	千葉甲子男	六・一九	一	棄却	仙台高	二〇三
昭和三〇年(あ)二一九八		強姦、強制猥褻暴行	川島脩良	六・二〇	二	棄却	広島高	二〇八
昭和三〇年(あ)二九二九		業務上横領、詐欺	山崎修	六・二〇	二	棄却	大阪高	二一九
昭和三〇年(あ)三六一二		児童福祉法違反	田口為三郎外一名	六・二〇	二	棄却	札幌高函館支	二二二
昭和三一年(あ)三一六六		賍物故買、道路交通取締法違反	菊池美佐清	六・二〇	二	棄却	仙台高	二三五
昭和三一年(あ)三三一九		傷害	野口善義	六・二〇	二	棄却	名古屋高金沢支	二四〇
昭和三二年(あ)	三〇七	公文書偽造、同行使、公文書毀棄	本川利外一名道	六・二〇	二	棄却	福岡高	二四七

昭和三三年(あ)	三二一	職業安定法違反	平田富三郎	六・二〇	二	棄却	福岡高	二五六
昭和三三年(あ)	三七二	窃盗	小川増博	六・二〇	二	棄却	名古屋高	二六二
昭和三三年(あ)	三八一	強姦致傷	宮田義光	六・二〇	二	棄却	福岡高宮崎支	二六七
昭和三三年(あ)	三九三	傷害	桜庭喜代次	六・二〇	二	棄却	仙台高秋田支	二七三
昭和三三年(あ)	四一二	詐欺	町田保美	六・二〇	二	棄却	大阪高	二八二
昭和三三年(あ)	四四五	強姦未遂、強姦致傷、傷害、窃盗	碇本久外一名夫	六・二〇	二	棄却	広島高	二八七
昭和三三年(あ)	四七一	賍物故買	田中喜代一	六・二〇	二	棄却	大阪高	二九一
昭和三三年(あ)	五〇七	傷害	川越智可男	六・二〇	二	棄却	福岡高	二九五
昭和三三年(あ)	五五三	たばこ専売法違反	小沼ヒサ	六・二〇	二	棄却	東京高	三〇五
昭和三三年(あ)	五八五	賍物牙保、盧竜和		六・二〇	二	棄却	福岡高	三〇八
昭和三三年(あ)	六〇九	威力業務妨害、傷害	近藤昭外二名典	六・二〇	二	棄却	札幌高函館支	三一一

昭和三一年(あ)	四三一	虚偽有印公文書作成、同行使	石井文治	六・二四	三	棄却	福岡高	三一五
昭和三一年(あ)	四九七	業務上過失傷害、同致死、道路交通取締法違反	荒井衛	六・二四	三	棄却	東京高	三一〇
昭和三一年(あ)	八四二	窃盗、傷害、暴行	近藤幸治	六・二四	三	棄却	東京高	三一八
昭和三一年(あ)	一五三七	収賄	草地行則	六・二四	三	棄却	大阪高	三二一
昭和三一年(あ)	一七〇三	覚せい剤取締法違反	蓮見アイ	六・二四	三	棄却	仙台高	三三五
昭和三一年(あ)	一八一五	収賄、経済関係の罰則の整備に関する法律違反	兵藤一夫 外一名	六・二四	三	棄却	東京高	三三九
昭和三二年(あ)	四六二	窃盗	小柳宗	六・二四	三	棄却	東京高	三四三
昭和三二年(あ)	四八〇	暴行、恐喝	村吉利雄	六・二四	三	棄却	福岡高	三四六
昭和三二年(あ)	四八五	窃盗	今良誠	六・二四	三	棄却	仙台高秋田支	三五〇
昭和三二年(あ)	五二七	窃盗	北村紀一郎	六・二四	三	棄却	大阪高	三五五
昭和三二年(あ)	五六六	傷害、強盗、賍物収受、暴行、脅迫、銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反、傷害、詐欺、横領、暴行	八神雄 外六名	六・二四	三	棄却	仙台高秋田支	三五八

昭和三二年(あ)	五七四	住居侵入、傷害	近藤孝三	六・二四	三	棄却	名古屋高	三六五
昭和三二年(あ)	五八一	職業安定法違反	伴民男	六・二四	三	棄却	名古屋高	三七〇
昭和三二年(あ)	六一〇	外国人登録法違反	韓哲 外五名道	六・二四	三	棄却	札幌高函館支	三七三
昭和三二年(あ)	六一八	窃盗	脇昭子	六・二四	三	棄却	大阪高	三七八
昭和三二年(あ)	六二一	職業安定法違反	高井史郎	六・二四	三	棄却	名古屋高	三八三
昭和三二年(あ)	六三二	恐喝	星野昌平	六・二四	三	棄却	東京高	三八六
昭和三二年(あ)	六三六	賍物故買	三上昭	六・二四	三	棄却	東京高	三八九
昭和三二年(あ)	六五二	恐喝未遂	長島弥三郎	六・二四	三	棄却	大阪高	三九三
昭和三二年(あ)	六六一	傷害	鄭潤竜	六・二四	三	棄却	名古屋高	三九八
昭和三二年(あ)	六六四	強姦致傷	山崎重雖 外二名	六・二四	三	棄却	札幌高	四〇一
昭和三二年(あ)	六七六	暴行、傷害、恐喝、森林窃盗	平田重夫	六・二四	三	棄却	大阪高	四〇六

昭和三三年(あ)	六七九	窃盗	吉井正次	六・二四	三	棄却	名古屋高金沢支	四一〇	
昭和三三年(あ)	六八三	横領、有印私文書偽造、同行使、詐欺	小林重一	六・二四	三	棄却	名古屋高	四一三	
昭和三三年(あ)	四〇五	覚せい剤取締法違反	李鐘碩	六・二四	三	棄却	大阪高	四一六	
昭和三三年(あ)	六九九	覚せい剤取締法違反	川合陽一郎	六・二四	三	棄却	大阪高	四二〇	
昭和三三年(あ)	五九一	賍物故買	金貴洙	六・二四	三	棄却	福岡高	四二三	
昭和三〇年(あ)	一八九五	詐欺、食糧管理法違反	前田修外一名	六・二五	二	棄却	名古屋高金沢支	四二六	
昭和三〇年(あ)	一九七三	単純収賄、請託収賄	伊藤慎一	六・二五	二	棄却	仙台高	四三二	
昭和三〇年(あ)	三一三四	詐欺、窃盗	後藤文利	六・二五	二	棄却	仙台高	四五〇	
昭和三〇年(あ)	三四七一	殺人、殺人未遂	村上綾子	六・二五	二	棄却	福岡高	四五六	
昭和三二年(あ)	一八八九	業務上横領、詐欺	大熊喜三郎外一名	六・二五	二	棄却	東京高	四六〇	
昭和三二年(あ)	三二二二	窃盗、賍物運搬、同牙保	木下安治	六・二五	二	棄却	福岡高	四七六	

昭和三三年(あ)	一八二	窃盗	森川角次郎	六・二五	二	棄却	東京高	四七九	
昭和三三年(あ)	三〇一	詐欺	加藤三郎	六・二五	二	棄却	札幌高	四八二	
昭和三三年(あ)	四〇七	殺人	福永美智子	六・二五	二	棄却	広島高	四八五	
昭和三三年(あ)	四五九	傷害	安田実	六・二五	二	棄却	大阪高	四八八	
昭和三三年(あ)	四六九	職業安定法違反	曾羽浅太郎	六・二五	二	棄却	大阪高	四九四	
昭和三三年(あ)	四七九	窃盗	与田芳数	六・二五	二	棄却	福岡高	四九八	
昭和三三年(あ)	五一三	窃盗	宮原重彦	六・二五	二	棄却	広島高岡山支	五〇一	
昭和三三年(あ)	五三四	傷害	千崎嘉彦	六・二五	二	棄却	大阪高	五〇五	
昭和三三年(あ)	六〇三	職業安定法違反	鬼塚勝昭	六・二五	二	棄却	福岡高	五〇八	
昭和三二年(あ)	一七三〇	有価証券偽造、傷害	平塚勝馬	六・二六	一	棄却	福岡高	五一一	
昭和三三年(あ)	三七	業務上横領	上村宗士	六・二六	一	棄却	福岡高宮崎支	五一五	

昭和三三年(お)	一四〇	贈賄	長谷川広一	六・二六	一	棄却	東京高	五一八
昭和三〇年(あ)	二八五六	道路交通取締法違反	水深十四清	六・二七	二	棄却	東京高	五二一
昭和三三年(あ)	三七六	業務上横領	大熊柳三	六・二七	二	棄却	東京高	五二五
昭和三三年(あ)	三九六	賍物牙保、賍物収受	北野文雄	六・二七	二	棄却	仙台高秋田支	五二九
昭和三三年(あ)	五〇三	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令違反	行徳正夫	六・二七	二	棄却	大阪高	五三二

刑事雑（全）

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
	再審請求						
昭和三三年(き)	四	詐欺、物品税法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する再審請求	木船直太郎	六・一九	一	棄却		二〇二
	判決訂正申立						
昭和三三年(み)	二一	業務上横領被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	野上進	六・二	三	棄却		二〇六
昭和三三年(み)	二二二	無印虚偽公文書作成、同行使、私文書偽造同行使被告事件についてした上告棄却の判決に対する訂正申立	二宮憲哉	六・一二	二	棄却		二一二
	特別抗告申立						
昭和三三年(し)	一七	麻薬取締法違反被告事件についてなした保釈取消決定に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	小田良英（日下良隆）	六・六	三	棄却	東京地	二一五
昭和三三年(し)	二	裁判官忌避申立却下決定に対する即時抗告に対してなした抗告棄却の決定に対する特別抗告申立	松岡良俊	六・一一	一	棄却	福岡高	二一六
昭和三三年(し)	一五	詐欺被告事件についてした証拠調に関する異議申立棄却及び証拠採用決定に対する抗告についてした抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	長野伝	六・一九	一	棄却	福岡高	二一二

訴訟費用

昭和三三年(し)	二二	詐欺被告事件についてした証拠決定に対する異議申立却下決定に対する抗告についてした抗告棄却の決定に対する特別抗告の申立	長野伝	六・一九	一	棄却	福岡高	二二八
昭和三三年(し)	二五	刑訴第二六二条による審判請求事件についてした異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	目明	六・一九	一	棄却	大阪高	二三一
昭和三三年(秩ち)	一	法廷等の秩序維持に関する法律による制裁決定に対する異議申立を棄却した決定に対する抗告申立	天野積雄	六・三〇	一	棄却	札幌高	二三四
昭和三三年(せ)	二一五	詐欺	小柳安雄	六・二	一	棄却		二三九
昭和三三年(せ)	一九九	傷害致死	千綿寛六	六・三	三	免除		二四〇
昭和三三年(せ)	二〇〇	窃盗	大森勝治	六・三	三	免除		二四二
昭和三三年(せ)	二〇三	建造物侵入、傷害、公務執行妨害	呉善安	六・三	三	免除		二四四
昭和三三年(せ)	二一二	準強盗未遂、窃盗	長田耕宜	六・三	三	免除		二四六
昭和三三年(せ)	二一三	窃盗、強盗傷人	須藤国利	六・三	三	免除		二四八
昭和三三年(せ)	一九六	窃盗、賍物運搬	神田定一	六・四	二	棄却		二五〇

昭和三三年(せ)	二〇五	賍物故買	藤本鹿蔵	六・四	二	免除		二五一
昭和三三年(せ)	二〇六	殺人	田中利吉	六・四	二	棄却		二五二
昭和三三年(せ)	二〇九	食糧管理法違反、業務上過失往来危険	田畠信雄	六・四	二	棄却		二五三
昭和三三年(せ)	二一〇	業務上過失致死	木曾完治	六・四	二	棄却		二五四
昭和三三年(せ)	二二〇	詐欺	坂井紀彦	六・五	一	棄却		二五五
昭和三三年(せ)	二〇八	窃盗	宮本義男	六・六	二	免除		二五六
昭和三三年(せ)	二二一	強盗殺人	川井春雄	六・一二	一	免除		二五七
昭和三三年(せ)	二二五	詐欺	中村金一	六・一三	二	棄却		二五八
昭和三三年(せ)	二二六	賍物故買	勝山遊亀	六・一三	一	棄却		二五九
昭和三三年(せ)	二二二	窃盗、同未遂	猪狩和郎	六・一七	三	免除		二六〇
昭和三三年(せ)	二二三	窃盗	黒須明彦	六・一七	三	免除		二六一

昭和三三年(せ)	二一八	窃盗	佐々木利蔵	六・一七	三	免除	二六二
昭和三三年(せ)	二三一	強盗傷人	柿原秋弘	六・一七	三	免除	二六四
昭和三一年(あ)三三三三		収賄、業務上横領	西川勇松	六・一九	一	一部負担	二六五
昭和三三年(せ)	二七七	傷害、暴行、脅迫	中塚福治	六・二五	二	棄却	二六六
昭和三三年(せ)	二三五	殺人未遂、職業安定法違反	野口寛	六・二七	二	免除	二六七
昭和三三年(せ)	二四四	窃盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反	荒木武夫	六・三〇	一	免除	二六八
昭和三三年(せ)	二五二	窃盗	綿貫英治	六・三〇	二	免除	二六九
		異議申立					
昭和三三年(す)	二一七	私文書偽造、同行使、詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	松森勇外一名	六・四	一	棄却	二七〇
昭和三三年(す)	二三七	傷害致死被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	伊藤健一	六・四	二	棄却	二七六
昭和三三年(す)	二〇一	非現住建造物放火被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	田上惟明	六・一一	二	棄却	二七七

		死亡			
昭和三三年(す)	二三七	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	佐藤軍平	六・一一	一	棄却	二七九
昭和三三年(す)	二二五	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	斎藤喜好	六・一三	二	棄却	二八〇
昭和三三年(す)	二五二	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	伊藤硯児	六・二四	三	棄却	二八一
昭和三三年(す)	二五五	窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	仲村茂	六・三〇	一	棄却	二八四
昭和二七年(あ)	二九九一	贈賄、昭和二十一年勅令第三一一号違反、関税法違反	千葉末雄	六・一一	大	公訴棄却	福岡高	二八七
昭和三二年(あ)	一五三二	詐欺、横領、恐喝、暴力行為等処罰に関する法律違反	岩田秀男	六・一八	二	公訴棄却	大阪高	二九〇
昭和二九年(あ)	五六六	関税法違反	森喜志豊	六・二四	大	公訴棄却	広島高岡山支	二九二
		その他					
昭和三三年(す)	二二〇	恐喝被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	秋山邦夫外一名(佐々木友善)	六・四	二	棄却	二九五
昭和三三年(す)	二三八	上告棄却の決定に対する異議申立棄却決定について裁判の解釈を求める申立	池田恒男	六・一七	三	棄却	二九六

昭和三三年(す)	二五九	強姦致傷被告事件についてなした上告棄却の決定に対する抗告申立	西野	猛城	六・二八	一	棄却	三〇〇

刑事不成立 (全)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三三年(あ) 七四七	業務上過失致死	沖迫照幸	六・九	二	棄却	東京高	一一九
昭和三三年(あ) 七五二	関税法違反	李斗元	六・九	二	棄却	東京高	一二一
昭和三三年(あ) 七四八	業務上過失傷害、道路交通取締法違反	田中臣	六・一〇	三	棄却	東京高	一二二
昭和三〇年(あ) 二九七三	贈賄	中井勝之助	六・一三	二	棄却	仙台高	一二四
昭和三三年(あ) 四五五	受託収賄	浅利市五郎	六・二六	一	棄却	仙台高秋田支	一二五
昭和三三年(あ) 七七五	窃盗	尾塔潔一	六・二六	一	棄却	広島高岡山支	一二七
昭和三三年(あ) 八九八	業務上過失傷害、同致死	稲垣義隆	六・二七	二	棄却	大阪高	一二九
昭和三三年(あ) 七八一	器物毀棄	小松佐賀美	六・二八	一	棄却	高松高	一三〇
昭和三三年(あ) 九一一	傷害	任田三郎	六・三〇	二	棄却	名古屋高金沢支	一三二

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十三年
七月分

最高裁判所
事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判　決（全）……（二日―二九日）……（二九件）……頁一
決　定（1）……（一日―一五日）……（一〇二件）……五
決　定（2）……（一六日―三一日）……（九三件）……一五
雑　（全）……（二日―三一日）……（九六件）……二五
不成立（全）……（一日―二九日）……（一〇件）……三五

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三三年(あ)四一七	尊属殺人	川口憲徳	七・一	三	棄却	福岡高	一
昭和三三年(あ)四二四	恐喝	西原秋夫	七・一	三	棄却	名古屋高	八
昭和三三年(あ)四四一	業務上横領	浜田律	七・一	三	棄却	高松高	一三
昭和三三年(あ)五六二	強盗	リチャード・イ・ムアー	七・一	三	棄却	東京高	一九
昭和三三年(あ)六八二	放火、同未遂、窃盗	高橋昭治	七・一	三	棄却	仙台高	二三
昭和二七年(あ)二七六	収賄	甲斐玉武	七・二	大	棄却	福岡高宮崎支	三〇
昭和二七年(あ)四五三三	酒税法違反	藤沢忠雄	七・九	大	棄却	広島高岡山支	四〇
昭和二八年(あ)五四六九	失業保険法違反	東京芝浦電気株式会社外一名	七・一〇	一	棄却	東京高	五〇
昭和三二年(あ)三二六六	住居侵入、偽証教唆	手島伝	七・一〇	一	棄却	福岡高	五九

昭和三〇年(あ)三五一八	森林法違反	後山長一	七・一一	二乗却	仙台高	六二
昭和三一年(あ)六八五	不法監禁	菅野司郎 外四名	七・一二	二乗却	札幌高	七〇
昭和三一年(あ)一五二八	詐欺	白石秀夫 外一名	七・一二	二乗却	高松高	八〇
昭和三三年(あ)三一六	常習累犯窃盗	李雄朗	七・一一	二乗一部破棄他却	福岡高	八四
昭和三一年(あ)一五四〇	昭和二三年政令第二〇一号違反	中内広 外七名	七・一六	大乗却	大阪高	九九
昭和三〇年(あ)三九八二	傷害、住居侵入	金岩祐 外二名	七・一八	二乗却	名古屋高金沢支	一二七
昭和三一年(あ)二五六	業務上横領	松下真一	七・一八	二乗却	高松高	一三五
昭和三一年(あ)九九五	賍物牙保	金鐘煥	七・一八	二乗却	東京高	一三九
昭和三三年(あ)五二五	窃盗、住居侵入	井沢清秋	七・一八	二乗却	東京高	一四七
昭和三三年(あ)六五一	賍物故買	荒井松三郎	七・一八	二乗却	大阪高	一五一
昭和三三年(あ)六九一	賍物故買、同牙保	浜田竜雄	七・一八	二乗却	広島高岡山支	一五四

昭和三三年(あ)七四三	恐喝	菊地守	七・一八	二乗却	東京高	一五八
昭和三三年(あ)八〇二	窃盗、同未遂	西崎勝	七・一八	二乗却	大阪高	一六一
昭和三一年(あ)一二八四	現住建造物放火未遂	高橋慶治	七・二二	三乗却	仙台高秋田支	一八九
昭和三一年(あ)二一〇五	麻薬取締法違反	浜岡弘 外一名	七・二二	三乗却	東京高	一九三
昭和三一年(あ)二九七〇	放火	金山百合子	七・二二	三乗却	東京高	二一五
昭和三〇年(あ)四一二四	業務上失火	山口芳太郎	七・二五	二乗却	大阪高	二三一
昭和三一年(あ)一六三九	傷害、住居侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反	横田政勝 外七名	七・二九	三乗却	大阪高	二四七
昭和三一年(あ)一六六〇	暴力行為等処罰に関する法律違反、暴行	山本美代子	七・二九	三乗却	福岡高	二五六
昭和三三年(あ)五四六	薬事法違反	石井五郎	七・二九	三乗却	東京高	二六九

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)一八三六	詐欺	安原栄太郎	七・一	三	棄却	大阪高	一
昭和三一年(あ)二一一八	窃盗	米延保之	七・二	二	棄却	高松高	五
昭和三三年(あ)六一二	住居侵入、強盗	浅野義男	七・二	二	棄却	東京高	一〇
昭和三三年(あ)六九二	窃盗	川村英朗	七・二	二	棄却	福岡高	一四
昭和三二年(あ)三〇四八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	三野勝 外一九名	七・三	一	棄却	大阪高	二〇
昭和三三年(あ)一二六	窃盗、賍物運搬	吉元音一	七・三	一	棄却	広島高	三四
昭和三三年(あ)一八九	詐欺	岸本惟雄	七・三	一	棄却	大阪高	三七
昭和三三年(あ)二九一	窃盗	吉住秀雄	七・三	一	棄却	福岡高	四二
昭和三三年(あ)三〇三	暴行、傷害	宮川明彦	七・三	一	棄却	仙台高	四六

昭和三三年(あ)	三〇八	窃盗	和田豊	七・三	一	棄却	東京高	四九	
昭和三三年(あ)	三一一	食糧管理法違反	畑香	七・三	一	棄却	広島高岡山支	五三	
昭和三三年(あ)	三五二	強姦未遂	寺田吉一	七・三	一	棄却	大阪高	五六	
昭和三三年(あ)	三六八	窃盗	孫潤述	七・三	一	棄却	広島高松江支	六三	
昭和三三年(あ)	三九五	傷害、暴行	佐藤倉治	七・三	一	棄却	仙台高秋田支	六六	
昭和三三年(あ)	三九七	横領、窃盗	中村要三	七・三	一	棄却	仙台高	七〇	
昭和三三年(あ)	四〇六	窃盗	金泰治	七・三	一	棄却	福岡高	七四	
昭和三三年(あ)	四一四	強盗未遂	中村武雄	七・三	一	棄却	大阪高	七七	
昭和三三年(あ)	四三〇	窃盗、強盗、恐喝、暴行、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	小野清	七・三	一	棄却	大阪高	八〇	
昭和三三年(あ)	四三六	窃盗、恐喝、業務上横領	辻岡俊逸	七・三	一	棄却	大阪高	八四	
昭和三三年(あ)	四四四	窃盗、賍物故買	石本峯生	七・三	一	棄却	広島高	八七	

昭和三三年(あ)	四五八	覚せい剤取締法違反	鄭己順 外二名	七・三	一	棄却	名古屋高	九〇	
昭和三三年(あ)	四七三	窃盗	鄒千鶴子	七・三	一	棄却	大阪高	九六	
昭和三三年(あ)	四八一	傷害	高木幸三郎	七・三	一	棄却	福岡高	九九	
昭和三三年(あ)	四八六	賍物保河	甲淳	七・三	一	棄却	札幌高	一〇二	
昭和三三年(あ)	四九二	強姦	浪川盤	七・三	一	棄却	東京高	一〇六	
昭和三三年(あ)	五一六	暴行、傷害	三木敦夫	七・三	一	棄却	高松高	一一二	
昭和三三年(あ)	五四二	窃盗、外国人登録法違反	裵順礼	七・三	一	棄却	東京高	一一五	
昭和三三年(あ)	五五〇	薬事法違反	星本一竜	七・三	一	棄却	東京高	一一八	
昭和三三年(あ)	五五四	強制猥褻致傷	服部嘉克	七・三	一	棄却	東京高	一二一	
昭和三三年(あ)	五五七	賍物牙保	松浦利夫	七・三	一	棄却	東京高	一二四	
昭和三三年(あ)	五六七	窃盗、詐欺、横領	小林清春	七・三	一	棄却	仙台高	一二八	

昭和三三年(あ)	五八九	恐		喝	藤野正美	七・三	一	棄却	福岡高	一三一
昭和三三年(あ)	六一三	強要未遂		山口隆		七・三	一	棄却	東京高	一三四
昭和三一年(あ)	一六二四	相互銀行法違反		若林要助		七・七	二	棄却	大阪高	一三七
昭和三一年(あ)	三一八四	殺人未遂		富松勝已		七・七	二	棄却	福岡高	一四三
昭和三三年(あ)	七	虚偽有印公文書作成、同行使、詐欺		荒木時宝		七・七	二	棄却	福岡高	一四八
昭和三三年(あ)	三一〇	強盗致死		安藤光夫		七・七	二	棄却	広島高岡山支	一五二
昭和三三年(あ)	四〇二	窃盗		松本郁		七・七	二	棄却	広島高	一五六
昭和三三年(あ)	五〇八	傷害		河合敬		七・八	三	棄却	福岡高	一六〇
昭和三三年(あ)	五一四	窃盗		金谷泰和	外一名	七・八	三	棄却	大阪高	一六四
昭和三三年(あ)	五八八	詐欺		山内義郷		七・八	三	棄却	福岡高	一六八
昭和三三年(あ)	六〇〇	賍物牙保		永田晃一		七・八	三	棄却	福岡高	一七一

昭和三三年(あ)	六〇七	詐欺		栗林久助		七・八	三	棄却	仙台高	一七四
昭和三三年(あ)	六一四	窃盗		佐藤貢三		七・八	三	棄却	札幌高	一七八
昭和三三年(あ)	六五五	業務上横領		高橋忠悦		七・八	三	棄却	大阪高	一八一
昭和三三年(あ)	六七一	自転車競技法違反、同幇助		鹿又竜一		七・八	三	棄却	東京高	一八四
昭和三三年(あ)	六八六	詐欺、横領		本田友治		七・八	三	棄却	仙台高	一八七
昭和三三年(あ)	六九六	恐喝、火薬類取締法違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反		三宅武夫	外二名	七・八	三	棄却	福岡高	一九二
昭和三三年(あ)	七〇二	傷害、業務上過失傷害、暴行		李千守		七・八	三	棄却	大阪高	一九六
昭和三三年(あ)	七一〇	麻薬取締法違反		曾金城		七・八	三	棄却	大阪高	一九九
昭和三三年(あ)	七一七	詐欺、窃盗、公務執行妨害、傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反		高橋秀雄		七・八	三	棄却	札幌高	二〇三
昭和三三年(あ)	七二〇	窃盗		椎徳奉		七・八	三	棄却	広島高	二〇七
昭和三三年(あ)	七二三	外国人登録法違反		朴鐘		七・八	三	棄却	福岡高	二一〇

昭和三一年(あ)二〇六〇	業務上横領	笠井等	七・一〇	一	棄却	福岡高	二八八	
昭和三三年(あ)三三三三	賍物牙保	若月俊雄	七・一〇	一	棄却	東京高	二九一	
昭和三三年(あ)三八〇	器物毀棄	林百郎	七・一〇	一	棄却	東京高	二九五	
昭和三三年(あ)三八八	職業安定法違反	黒川辰之丞	七・一〇	一	棄却	札幌高	三〇〇	
昭和三三年(あ)四三三	窃盗	阿部一郎	七・一〇	一	棄却	大阪高	三〇三	
昭和三三年(あ)四六六	外国為替及び外国貿易管理法違反	韓正雄	七・一〇	一	棄却	東京高	三〇八	
昭和三三年(あ)四七〇	麻薬取締法違反	宮本静男	七・一〇	一	棄却	大阪高	三一六	
昭和三三年(あ)五〇六	職業安定法違反	福井啓城	七・一〇	一	棄却	福岡高宮崎支	三一九	
昭和三三年(あ)五二四	詐欺	伊藤岩雄	七・一〇	一	棄却	東京高	三一三	
昭和三三年(あ)五八二	暴行、傷害、脅迫、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	田中忠	七・一〇	一	棄却	福岡高	三一六	
昭和三三年(あ)六二二	業務上過失傷害	嶋田孝明	七・一〇	一	棄却	名古屋高	三三一	

昭和三三年(あ)七二八	業務上横領、背任、詐欺	佐々木秀治	七・八	三	棄却	東京高	二一五	
昭和三三年(あ)七三四	中型機船底曳網漁業取締規則違反	今野今朝治	七・八	三	棄却	仙台高	二一九	
昭和三三年(あ)七五七	詐欺	景山長治郎	七・八	三	棄却	広島高岡山支	二一三	
昭和三三年(あ)七七〇	賍物故買	水谷甚太郎	七・八	三	棄却	東京高	二一六	
昭和三三年(あ)七八六	傷害	竹迫孝哉	七・八	三	棄却	福岡高	二一九	
昭和三三年(あ)七九七	窃盗	森昭伍	七・八	三	棄却	名古屋高	二三三	
昭和三三年(あ)八〇七	医師法違反	李申甲	七・八	三	棄却	大阪高	二三六	
昭和三三年(あ)八一八	殺人	神山智恵子	七・八	三	棄却	東京高	二四〇	
昭和三三年(あ)八三〇	公職選挙法違反	新田彌七外一名	七・八	三	棄却	広島高岡山支	二四七	
昭和三三年(あ)八三九	窃盗	野村千世	七・八	三	棄却	大阪高	二五八	
昭和三一年(あ)三一二三	道路交通取締法違反	田代久作	七・九	二	棄却	大阪高	二六二	

昭和三一年(あ)三〇四七	殺	人	住本守	七・一五	三	棄却	福岡高	四〇六	
昭和三三年(あ)四	道路交通取締法違反	中牟田和馬	七・一五	二	棄却	福岡高	四一四		
昭和三三年(あ)四八二	私文書偽造、同行使	白石照	七・一五	二	棄却	福岡高	四二〇		
昭和三三年(あ)四〇九	詐欺	古武家秀雄	七・一五	二	棄却	大阪高	四一七		
昭和三三年(あ)五一五	窃盗	横山要吉	七・一五	二	棄却	高松高	四二四		
昭和三三年(あ)五六五	窃盗	木村美彦	七・一五	二	棄却	高松高	四二七		
昭和三三年(あ)六三五	業務上過失致死	齊木保司	七・一五	二	棄却	東京高	四三一		
昭和三三年(あ)六五四	窃盗	金鐘斗	七・一五	二	棄却	大阪高	四三四		
昭和三三年(あ)七〇五	窃盗	金仁培	七・一五	二	棄却	名古屋高	四三七		
昭和三三年(あ)七一九	有印私文書偽造、同行使、詐欺	原田庚二	七・一五	二	棄却	広島高	四四一		
昭和三三年(あ)七三三	傷害	菊地美三	七・一五	二	棄却	仙台高	四四四		

昭和三三年(あ)六六七	横領、業務上横領、詐欺	菊地千江	七・一〇	一	棄却	東京高	三三九		
昭和三〇年(あ)五二二	業務上堕胎	池上二郎 外一名	七・一一	二	棄却	仙台高 秋田支	三四三		
昭和三〇年(あ)三四五二	麻薬取締法違反	朱阿菊	七・一五	二	棄却	名古屋高	三五七		
昭和三〇年(あ)三六六五	現住建造物等放火	藤原四郎	七・一五	二	棄却	名古屋高	三六一		
昭和三一年(あ)一二二	詐欺	阿部武男	七・一五	二	棄却	仙台高	三六四		
昭和三一年(あ)二〇七	詐欺	川口留次	七・一五	二	棄却	東京高	三七〇		
昭和三一年(あ)七九四	印紙犯罪処罰法違反	岩堀正三 外一名	七・一五	二	棄却	東京高	三七五		
昭和三一年(あ)八三三	酒税法違反	表順伊	七・一五	二	棄却	広島高岡山支	三八〇		
昭和三一年(あ)一三一七	覚せい剤取締法違反	任春花	七・一五	三	棄却	大阪高	三八三		
昭和三一年(あ)一九〇三	詐欺	木谷武志 外一名	七・一五	三	棄却	東京高	三八六		
昭和三一年(あ)二三四六	有価証券偽造	姜陽秀	七・一五	三	棄却	名古屋高	三九二		

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三三年(あ)七七一	窃盗	菊池透	七・一五	二	棄却	東京高	四五〇
昭和三三年(あ)八一二	横領、詐欺	正木正男	七・一五	二	棄却	東京高	四五六
昭和三三年(あ)八三八	公務執行妨害、河川法違反	朴守用	七・一五	二	棄却	大阪高	四六二
昭和三三年(あ)八六三	収賄、贈賄	奥所儀一郎	七・一五	二	棄却	大阪高	四六六
昭和三三年(あ)九〇一	詐欺	山本則光	七・一五	二	棄却	福岡高	四六九

刑事決定 (2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三〇年(あ)三六八九	覚せい剤取締法違反	橋本義隆	七・一六	二	棄却	広島高岡山支	一
昭和三〇年(あ)三七七七	物品税法違反	宮田保久	七・一六	二	棄却	名古屋高	四
昭和三三年(あ)四六四	詐欺、横領	森谷正	七・一六	二	棄却	東京高	七
昭和三三年(あ)五一〇	傷害	黄銀同	七・一六	二	棄却	名古屋高	一一
昭和三三年(あ)五六三	窃盗	趙印善	七・一六	二	棄却	東京高	一七
昭和三三年(あ)六一五	賍物故買	徳善	七・一六	二	棄却	札幌高	二二
昭和三三年(あ)六二〇	食糧管理法違反	山本甲師	七・一六	二	棄却	広島高岡山支	二四
昭和三三年(あ)六六〇	暴行、器物毀棄	石森一郎	七・一六	二	棄却	名古屋高	二七
昭和三三年(あ)六七二	詐欺	古村秀章	七・一六	二	棄却	東京高	三〇

昭和三三年(あ)	七一六	殺人、銃砲刀剣類等所持取締令違反	金	仁洪	七・一六	二	乗	却	福岡高	三三
昭和三三年(あ)	七八〇	窃盗、詐欺	三	瓶英雄	七・一六	二	乗	却	仙台高	四四
昭和三三年(あ)	七九八	業務上横領	村	瀬善之介	七・一六	二	乗	却	名古屋高	四八
昭和三三年(あ)	八〇六	賍物牙保	久保	国一	七・一六	二	乗	却	大阪高	五一
昭和三三年(あ)	八五八	恐喝	山	代栄一	七・一六	二	乗	却	広島高	五四
昭和三三年(あ)	八六一	封印破棄、詐欺	川	本徳太郎	七・一六	二	乗	却	広島高	五七
昭和三三年(あ)	八八一	暴行	渡	辺重雄	七・一六	二	乗	却	東京高	六〇
昭和三一年(あ)二二一二		経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反、金融緊急措置令違反	小	菅新一郎	七・一七	一	乗	却	東京高	六四
昭和二九年(あ)	五二二	窃盗、同教唆	佐々木	米蔵 外一名	七・一八	二	乗	却	東京高	七〇
昭和三〇年(あ)二七八三		大麻取締法違反	渡	壁重信	七・一八	二	乗	却	札幌高	七八
昭和三一年(あ)	一五七	横領、職業安定法違反	林	昇	七・一八	二	乗	却	福岡高	八一

昭和三一年(あ)	六八八	物品税法違反	伊	藤重篤	七・一八	二	乗	却	名古屋高	八八
昭和三一年(あ)二八九〇		詐欺、横領	佐	藤広治 外二名	七・一八	二	乗	却	大阪高	九二
昭和三三年(あ)	五九九	賍物故買	入	江栄	七・一八	二	乗	却	福岡高	一〇一
昭和三三年(あ)	六三一	詐欺	茂	木友吉	七・一八	二	乗	却	東京高	一〇四
昭和三三年(あ)	六四一	貸金業等の取締に関する法律違反	細	江尚行	七・一八	二	乗	却	東京高	一〇七
昭和三三年(あ)	六七〇	横領、業務上横領	田	代金造	七・一八	二	乗	却	東京高	一一〇
昭和三三年(あ)	七〇九	強姦未遂、強制猥褻未遂	金	川福夫	七・一八	二	乗	却	高松高	一一五
昭和三三年(あ)	七九二	恐喝、暴行	松	本一二 外一名	七・一八	二	乗	却	高松高	一一八
昭和三三年(あ)	八二一	賭場開張、図利	渡	部忠作	七・一八	二	乗	却	東京高	一二一
昭和三三年(あ)	八三六	賍物牙保	朴	文植	七・一八	二	乗	却	札幌高	一二四
昭和三三年(あ)	八六八	恐喝	江	川茂夫	七・一八	二	乗	却	名古屋高	一二七

昭和三三年(あ)	八七一	恐	喝	王	森	信光	七・一八	二	乗	却	広島高松江支	一三二
昭和三三年(あ)	八七八	アルコール専売法違反、酒税法違反幇助		大	竹	正作	七・一八	二	乗	却	東京高	一三五
昭和三三年(あ)	三八七	傷	害	楠	瀬	順子	七・二二	三	乗	却	札幌高	一三九
昭和三三年(あ)	七一三	職業安定法違反		藤	垣	武雄	七・二二	三	乗	却	名古屋高	一五九
昭和三三年(あ)	七三〇	横	領	山	際	富夫	七・二二	三	乗	却	東京高	一六三
昭和三三年(あ)	七四四	窃	盗、暴行	加	藤	孝之	七・二二	三	乗	却	東京高	一六八
昭和三三年(あ)	七九〇	窃	盗、賍物運搬	藤	井	民雄	七・二二	三	乗	却	広島高	一七四
昭和三三年(あ)	七九三	殺人、同未遂		中	崎	新松	七・二二	三	乗	却	広島高	一七九
昭和三三年(あ)	七九九	強盗、窃盗、恐喝、横領		砂	原	政義	七・二二	三	乗	却	大阪高	一八二
昭和三三年(あ)	八〇三	詐欺、窃盗		金	谷	保	七・二二	三	乗	却	大阪高	一九〇
昭和三三年(あ)	八二七	窃盗		野	中	友二郎	七・二二	三	乗	却	福岡高	一九三

昭和三三年(あ)	八四二	職業安定法違反	宮	本	茂	七・二二	三	乗	却	大阪高	一九七
昭和三三年(あ)	八七五	住居侵入、強盗	望	月	武夫	七・二二	三	乗	却	東京高	二〇〇
昭和三三年(あ)	八九六	業務上過失傷害	山	田	義雄	七・二二	三	乗	却	仙台高	二〇三
昭和三三年(あ)	九〇九	医師法違反	柴	田	宗次郎	七・二二	三	乗	却	名古屋高金沢支	二〇九
昭和三三年(あ)	九一五	脅迫	堺		賢蔵	七・二二	三	乗	却	仙台高	二一二
昭和三三年(あ)	九二九	酒税法違反	金		鎬権	七・二二	三	乗	却	東京高	二一六
昭和三一年(あ)	一一四三	賍物故買、同運搬	金		仲権	七・二三	二	乗	却	高松高	二二二
昭和三一年(あ)	一五五六	恐喝	竹	内	一典 外一名	七・二三	二	乗	却	大阪高	二二七
昭和三一年(あ)	一八四三	殺人	富	岡	明	七・二三	二	乗	却	福岡高	二三四
昭和三一年(あ)	二二四〇	詐欺	中	村	嗣	七・二三	二	乗	却	高松高	二四〇
昭和三一年(あ)	二三七八	物品税法違反	水	谷	志ず 外一名	七・二三	二	乗	却	名古屋高	二四九

昭和三一年(あ)三四三六	業務上横領	柳瀬政一	七・二三	二乗却	大阪高	二五二		
昭和三三年(あ)二一六	放火、詐欺未遂	永井幸次郎	七・二三	二乗却	東京高	二五七		
昭和三三年(あ)四五六	窃盗、横領	荻野治雄 外一名	七・二三	二乗却	広島高松江支	三二四		
昭和三三年(あ)七六八	背任	岩倉仁	七・二三	二乗却	東京高	三二八		
昭和三一年(あ)一八五五	貸金業等の取締に関する法律違反	中原雅多	七・二五	二乗却	福岡高	三三七		
昭和三一年(あ)一九七九	公文書偽造、同行使、詐欺	三宮吉平	七・二五	二乗却	東京高	三五一		
昭和三一年(あ)四五八四	たばこ専売法違反	畠山義正	七・二五	二乗却	名古屋高金沢支	三六一		
昭和三三年(あ)七四一	窃盗	熊本三郎	七・二五	二乗却	東京高	三六六		
昭和三一年(あ)三九九	傷害致死	西谷芳明	七・二九	三乗却	広島高岡山支	三七二		
昭和三一年(あ)一四八八	窃盗	大塩政一	七・二九	三乗却	大阪高	三七六		
昭和三一年(あ)一五四七	詐欺	千葉健造	七・二九	三乗却	仙台高	三八九		

昭和三一年(あ)一八〇四	殺人未遂	北村忠夫	七・二九	三乗却	大阪高	三九九		
昭和三一年(あ)一九四七	有印私文書偽造、同行使、詐欺未遂、横領、相互銀行法違反	矢元光男 外一名	七・二九	三乗却	札幌高	四〇二		
昭和三一年(あ)三四七五	詐欺	渡部彦太郎	七・二九	三乗却	名古屋高	四〇七		
昭和三三年(あ)八二四	恐喝、横領	森勇	七・二九	二乗却	福岡高	四一一		
昭和三三年(あ)八九九	公然猥褻	坂本善八郎	七・二九	三乗却	大阪高	四一四		
昭和三三年(あ)九〇二	強盗傷人、強盗脅迫、窃盗	谷勇	七・二九	三乗却	広島高	四一七		
昭和三三年(あ)九二二	業務上過失致死傷	上田叶	七・一九	三乗却	札幌高	四二三		
昭和三三年(あ)九七一	詐欺未遂	奥瀬哲彦	七・二九	二乗却	札幌高	四二六		
昭和三三年(あ)一〇〇四	窃盗、同未遂	岩田宏	七・二九	二乗却	福岡高	四三三		
昭和三三年(あ)一〇三二	窃盗	伊藤昭夫	七・二九	三乗却	東京高	四三六		
昭和三一年(あ)三三八	外国為替及び外国貿易管理法違反	李昌鎬 外一名	七・三一	二乗却	東京高	四三九		

昭和三一年(お)	四五一	詐欺	人見若太	七・三一	二	棄却	大阪高	四四六	
昭和三一年(お)	一一一二	有印私文書偽造、同行使、脅迫、証告	田代実	七・三一	二	棄却	福岡高	四五二	
昭和三一年(お)	一四四九	有印私文書偽造、同行使、詐欺	伊豆善郎	七・三一	二	棄却	福岡高	四五八	
昭和三一年(お)	一四九八	賍物故買	太田栄	七・三一	二	棄却	名古屋高	四八九	
昭和三一年(お)	一六五一	森林窃盗	佐藤ハナ	七・三一	二	棄却	福岡高	四九三	
昭和三一年(お)	二九一四	収賄、横領	布野貞雄	七・三一	二	棄却	広島高松江支	四九七	
昭和三一年(お)	三二九八	現住建造物等放火	梅川竜治	七・三一	二	棄却	仙台高秋田支	五〇九	
昭和三一年(お)	三八六八	業務上横領	伊藤誠一	七・三一	二	棄却	大阪高	五一六	
昭和三一年(お)	四六七二	賍物故買	岸本日吉	七・三一	二	棄却	大阪高	五二〇	
昭和三二年(お)	三一三七	詐欺	柳平虎芳	七・三一	二	棄却	東京高	五二六	
昭和三三年(お)	三一八	窃盗	須山政行	七・三一	二	棄却	広島高	五三二	

昭和三三年(お)	八八七	窃盗	樋高宏一	七・三一	二	棄却	大阪高	五三六	
昭和三三年(お)	九三七	窃盗	塚本黎吾	七・三一	二	棄却	名古屋高	五四一	
昭和三三年(お)	九五一	詐欺	重谷簾	七・三一	二	棄却	大阪高	五四八	
昭和三三年(お)	九九〇	強姦致傷	田代多一	七・三一	二	棄却	東京高	五六三	
昭和三三年(お)	九九五	公職選挙法違反	松山作二	七・三一	二	棄却	福岡高宮崎支	五六九	
昭和三三年(お)	一〇一五	窃盗	高橋武雄	七・三一	二	棄却	札幌高	五七七	
昭和三三年(お)	一〇二七	窃盗、同未遂	荒本志一	七・三一	二	棄却	大阪高	五八〇	

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三三年(み)　二三	傷害致死、暴行、暴力行為等処罰に関する法律違反、窃盗被告事件についてなした判決に対する訂正申立	青柳盛雄外二名 (矢島勇外九名)	七・二	大	却		一
昭和三三年(み)　二四	威力業務妨害、傷害、占領目的阻害行為処罰令違反被告事件についてなした判決に対する訂正申立	上田誠吉 (樋口勉)	七・二	大	却		九
昭和三三年(み)　二七	強盗殺人、強盗強姦未遂被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	岸本禎市	七・八	三	却		一九
昭和三三年(み)　二八	殺人被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	鍛治利一 (中原雅多)	七・一〇	二	却		二二
昭和三三年(み)　二九	強盗殺人被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	後藤昌次郎 (大井晋平)	七・一八	二	却		二五
昭和三三年(み)　三一	収賄被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	島内竜起 (甲斐五武)	七・一九	大	却		二八
昭和三三年(み)　三〇	強盗被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	リチャード・イ・ムアー	七・二二	三	却		三四

特別抗告申立

昭和三三年(し)	二六	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(太田清治)	七・二	二乗却	東京地	三七
昭和三三年(し)	二七	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(佐々木勇)	七・二	二乗却	東京地	四五
昭和三三年(し)	二八	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(神田庄平)	七・二	二乗却	東京地	五三
昭和三三年(し)	二九	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(永島金八郎)	七・二	二乗却	東京地	六一
昭和三三年(し)	三〇	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(畑中正直)	七・二	二乗却	東京地	六九
昭和三三年(し)	三一	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(井上章)	七・二	二乗却	東京地	七七
昭和三三年(し)	三二	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(大塚小四郎)	七・二	二乗却	東京地	八五
昭和三三年(し)	三三	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(松本弘)	七・二	二乗却	東京地	九三
昭和三三年(し)	三四	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(早川一美)	七・二	二乗却	東京地	一〇一
昭和三三年(し)	三五	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(馬場喜重)	七・二	二乗却	東京地	一〇九
昭和三三年(し)	三六	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(大沢三郎)	七・二	二乗却	東京地	一一七

昭和三三年(し)	三七	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(菊地重悦)	七・二	二乗却	東京地	一二六
昭和三三年(し)	三八	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(秋山実)	七・二	二乗却	東京地	一三四
昭和三三年(し)	三九	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(外山彦一)	七・二	二乗却	東京地	一四二
昭和三三年(し)	四〇	郵便法違反教唆被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(久川朝夫)	七・二	二乗却	東京地	一五〇
昭和三三年(し)	一〇	特別公務員陵虐被疑事件についてなした付審判請求を棄却した決定に対する抗告につきなした抗告棄却決定に対する特別抗告申立	野村鎭然(土谷正光)外二名	七・七	二乗却	広島高	一五八
昭和三三年(し)	六一	保釈保証金没取決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	中山義郎	七・一五	二乗却	広島高岡山支	一六六
昭和三三年(し)	四一	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(植草実)	七・二二	三乗却	東京地	一七四
昭和三三年(し)	四二	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(今篤二)	七・二二	三乗却	東京地	一七六
昭和三三年(し)	四三	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(小松俊矩)	七・二二	三乗却	東京地	一七八
昭和三三年(し)	四四	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(山内聖告)	七・二三	三乗却	東京地	一八〇
昭和三三年(し)	四五	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事(中川千里)	七・二二	三乗却	東京地	一八二

昭和三三年(し)	四六	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	遅沢邦次	七・一二	三	棄却	東京地	一八四
昭和三三年(し)	四七	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	中根望	七・一二	三	棄却	東京地	一八六
昭和三三年(し)	四八	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	大平一守	七・一二	三	棄却	東京地	一八八
昭和三三年(し)	四九	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	石垣定吉	七・一二	三	棄却	東京地	一九〇
昭和三三年(し)	五〇	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	高橋文夫	七・一二	三	棄却	東京地	一九二
昭和三三年(し)	五一	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	和田明	七・一二	三	棄却	東京地	一九四
昭和三三年(し)	五二	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	齊藤定男	七・一二	三	棄却	東京地	一九六
昭和三三年(し)	五三	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	田岡定	七・一二	三	棄却	東京地	一九八
昭和三三年(し)	五四	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	山正乘	七・一二	三	棄却	東京地	二〇〇
昭和三三年(し)	五五	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	大塚重信	七・一二	三	棄却	東京地	二〇二
昭和三三年(し)	五六	地方公務員法違反被疑事件についてなした準抗告棄却決定に対する特別抗告申立	東京地方検察庁検事正代理検事	岡崎	竹藤強一	七・一二	三	棄却	東京地	二〇四

昭和三三年(し)	一六	地方公務員法違反被疑事件についてなした捜索差押許可の裁判に対する準抗告申立を棄却した決定に対する特別抗告申立	小林	外一名	武	七・二九	大	棄却	東京地	二〇六
昭和三三年(し)	二〇	地方公務員法違反被疑事件についてなした捜索差押許可の裁判に対する準抗告申立を棄却した決定に対する特別抗告申立	小林	外一名	武	七・二九	大	棄却	東京地	二一四
昭和三三年(し)	一九	地方公務員法違反被疑事件について捜索差押許可の裁判に対する準抗告申立を棄却した決定に対する特別抗告申立	小林	外一名	武	七・三〇	一	棄却	東京地	二一三
昭和三二年(も)	二	住居侵入、強姦致死被告事件に対する刑事補償請求	小崎		勇	七・九	二	交付		二三〇
昭和三二年(も)	一	詐欺被告事件に対する刑事補償請求	渥美		利男	七・二三	一	交付		二三二
昭和三三年(せ)	二三七	職業安定法違反	宮下		常吉	七・一	三	免除		二三四
昭和三三年(せ)	二四八	窃盗	宮原		美明	七・一	三	免除		二三六
昭和三三年(せ)	二三九	賍物寄蔵、同牙保	浜口		清三郎	七・二	二	免除		二三八
昭和三三年(せ)	二六七	詐欺	小田		美好	七・二	二	免除		二三九

刑事補償請求

訴訟費用

昭和三三年(せ)	二四三	恐	喝	大田精司	七・三一	一	免除	二四〇
昭和三三年(せ)	二六九	有印公文書偽造、同行使等	加	茂七郎	七・三一	一	免除	二四一
昭和三三年(せ)	二七〇	あへん法違反	田	村俊夫	七・八	三	免除	二四二
昭和三三年(あ)	五二七	窃	盗	北村紀一郎	七・八	三	負担	二四四
昭和三三年(せ)	二七一	傷害、詐	欺	中山義道	七・九	二	棄却	二四六
昭和三三年(せ)	二七七	尊属殺	人	西川嘉寿男	七・一〇	一	免除	二四七
昭和三三年(せ)	二七五	暴行、恐	喝	村吉利雄	七・一五	三	免除	二四八
昭和三三年(せ)	二七八	傷害、強姦未遂		李東完	七・一五	三	免除	二五〇
昭和三三年(あ)	五七八	強姦致傷、公務執行妨害、傷害		佐藤政一郎	七・一五	三	負担	二五二
昭和三三年(せ)	二八〇	賍物故買、道路交通取締法違反		菊池美佐清	七・一六	二	棄却	二五四
昭和三三年(せ)	二八三	強盗未遂、窃盗		木之瀬正佳	七・一六	一	免除	二五五

昭和三三年(せ)	二八四	強姦致傷		海老原今朝次	七・一六	一	免除	二五六
昭和三三年(せ)	二八六	詐欺		伊浩永	七・一六	一	棄却	二五七
昭和三三年(せ)	二八七	詐欺		松尾壮	七・一六	二	棄却	二五八
昭和三三年(せ)	二九〇	詐欺、横領		本田友治	七・二二	三	棄却	二五九
昭和三三年(せ)	二九七	窃盗		羽根是	七・二二	三	免除	二六一
昭和三三年(せ)	三〇三	暴行、傷害、脅迫等		田中忠	七・二三	一	免除	二六二
昭和三三年(せ)	二九五	傷害		桜庭喜代次	七・二五	二	免除	二六三
昭和三三年(せ)	三〇〇	詐欺		栗村久助	七・二九	三	免除	二六四
昭和三三年(せ)	三〇二	尊属殺人		川口憲徳	七・二九	三	免除	二六六
昭和三三年(せ)	三一三	詐欺		藤川敏雄	七・二九	二	免除	二六八
昭和三三年(せ)	三一二	窃盗		林年野	七・三一	二	棄却	二六九

異議申立

昭和三三年(す)二五〇	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	羽根是	七・一	三	棄却		二七〇
昭和三三年(す)二六五	放火未遂被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	佐藤大造	七・二	二	棄却		二七二
昭和三三年(す)二六九	強姦、強制猥褻、暴行被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	川島脩良	七・四	二	棄却		二七五
昭和三三年(す)二六六	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	安岡雄三	七・七	二	棄却		二七八
昭和三三年(す)二七二	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	町田保美	七・七	二	棄却		二八〇
昭和三三年(す)二八九	強姦未遂被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	寺田吉一	七・一〇	一	棄却		二八三
昭和三三年(す)二九二	窃盗、強盗、恐喝、暴力行為等処罰に関する法律違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	小野清	七・一〇	一	棄却		二八七
昭和三三年(す)二九三	詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	岸本惟雄	七・一〇	一	棄却		二九〇
昭和三三年(す)二七八	職業安定法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	曾羽浅太郎	七・一五	二	棄却		二九二
昭和三三年(す)二九〇	住居侵入、強盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	浅野義男	七・一六	二	棄却		二九五

昭和三三年(す)三〇八	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	野村千世	七・一六	三	棄却		二九七
昭和三三年(す)二九八	法廷等の秩序維持に関する法律による制裁決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告事件についてなした棄却決定に対する異議申立	天野積雄	七・一七	一	棄却		二九九
昭和三三年(す)三〇四	外国為替及び外国貿易管理法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	小中公毅(韓正雄)	七・一七	一	棄却		三〇〇
昭和三三年(す)三〇五	業務上横領、背任、詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	神浦静夫(佐々木秀治)	七・二五	三	棄却		三〇五
昭和三三年(す)三一四	横領、詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	正木正男	七・三一	二	棄却		三〇六
昭和三三年(す)三一六	窃盗教唆被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議申立	許炳泰	七・三一	二	棄却		三〇八

死亡

昭和三三年(あ)九四三	殺人	山本清次郎	七・一	三	棄却	広島高岡山支	三一〇
昭和三三年(あ)七八五	窃盗	荒滝実	七・七	二	棄却	広島高	三一二
昭和三〇年(あ)二〇九一	住居侵入、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	李成業	七・九	一	棄却	福岡高	三一四
昭和三三年(あ)一三〇七	強姦未遂	山本忠孝	七・九	二	棄却	大阪高	三一六

昭和三一年(あ)一六三九	傷害	柳道沢	七・二九	三	棄却	大阪高	三一八	
その他								
昭和三三年(す)一九五	業務妨害、器物毀棄及び農地調整法違反被告事件についてなした有罪の確定判決に対する再審請求につきなした棄却決定に対する即時抗告申立	藤井了	七・一	三	棄却	広島高	三二〇	
昭和三三年(す)二六〇	詐欺被告事件につきなした上告棄却の決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	佐藤軍平	七・三	一	棄却		三二五	
昭和三三年(す)三〇六	窃盗、同未遂被告事件に対する句留理由開示の請求	西崎勝	七・二三	二	却下		三二六	
昭和三三年(す)三一五	道路交通取締法違反被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正申立	田代久作	七・三一	二	棄却		三二八	

刑事不成立 (全)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三三年(あ)九七九	業務上過失致死	森本初男	七・一	三	棄却	札幌高函館支	一三四
昭和三三年(あ)九〇三	窃盗	黒川一二	七・二	二	棄却	広島高岡山支	一三六
昭和三三年(あ)八六七	あへん法違反	趙判済	七・七	一	棄却	名古屋高	一三八
昭和三三年(あ)九七三	食糧管理法違反	佐藤八十郎	七・七	一	棄却	札幌高	一四〇
昭和三三年(あ)八七七	食糧管理法違反	富田司外一名	七・九	一	棄却	東京高	一四二
昭和三三年(あ)九八三	業務上過失致死	植田信雄	七・一五	三	棄却	広島高	一四四
昭和三三年(あ)一〇二三	道路交通取締法違反重過失致死	藤貢	七・一五	三	棄却	大阪高	一四六
昭和三三年(あ)一〇〇七	関税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	金屋万寿雄	七・一六	一	棄却	福岡高	一四八
昭和三三年(あ)一〇一二	業務上過失致死	日下清	七・一六	一	棄却	東京高	一五〇

昭和三三年(あ)一一四五	公務執行妨害	坂部美勝	七・二九	三棄却	広島高岡山支	一五二